

2020年11月20日

三菱原子燃料㈱

## 6次申請 第1回補正と11月13日面談コメント反映案の比較（速報版）

（第1回補正申請書の頁番号順に並べております。）

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2560 (NRA  
コメント No.1113-1) を反  
映

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	設 工 認			事 業 許 可			
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数	
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(1)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
屋外	気体廃棄設備(1) 給気ファン(2)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
工場棟 転換工場 分光分析室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(3) (分折室、分光分析室 給気系統 (2))	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(1)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
工場棟 転換工場 フィルタ室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(2)	1式	改造	{606}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
				{608}	気体廃棄設備(1)		1台
				{639}	負圧警報装置		
工場棟 転換工場 計器室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(3) (分折室、分光分析室 局所排気系統 (1))	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
				{639}	負圧警報装置		

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	設 工 認			事 業 許 可			
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数	
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(1)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
屋外	気体廃棄設備(1) 給気ファン(2)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
工場棟 転換工場 分光分析室	気体廃棄設備(1) 給気ファン(3)	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{609}	給気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
工場棟 転換工場 機械室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(1)	1式	改造、 変更 なし	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
工場棟 転換工場 フィルタ室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(2)	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{608}	気体廃棄設備(1) 給排気ファンの起動停止 インターロック		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
				{608}	気体廃棄設備(1)		1台
				{639}	負圧警報装置		
工場棟 転換工場 計器室	気体廃棄設備(1) 排気ファン(3)	1式	改造	{608}	気体廃棄設備(1)	1式	
				{610}	排気ファン		
				{627}	気体廃棄設備(1) 負圧警報装置		
				{639}	負圧警報装置		




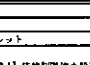
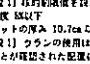
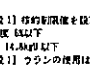
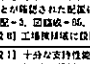
6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案


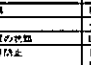


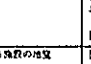
備考

コメント No.2567 (NRA  
コメント No.1113-8) を反  
映

表ハ設-40 ペレット外観検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(案件) 設備・機器名称	原燃発第171101号(平成28年11月1日付) [343] ペレット検査設備 ペレット外観検査装置(外観検査用) [344] ペレット検査設備 金集容器(ペレット)受
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		ペレット検査設備 ペレット外観検査装置 (1) ペレット外観検査装置(1) (2) ペレット外観検査装置(2) (3) ペレット外観検査装置(3) (4) ペレット外観検査装置(4) (5) ペレット外観検査装置(5)
変更内容		(1) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 (2) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 (3) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 ・ 耐震補強のための制台脚部及び支柱部を改造する。 (4) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 ・ 耐震補強のための制台脚部及び支柱部を改造する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のための制台脚部を改造する。 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 * [344]金集容器(ペレット)受を構成する金集容器(ペレット)は、[555]金集容器(ペレット)と共通。
数量		6基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基
型式		ペレット回転式
主要な構造材		鋼製ハ設-40
寸法(単位:mm)		(1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
その他の構造機器		圧巻機
その他の特徴		-
取扱う材料物量の状態		100ペレット
技術基準に基づく設計への注		[343] [4-1-設1] 静的制振値を設定する。 ・ 制振値: 5kg以下 ペレットの厚み: 10.7cm以下 [4-2-設1] クランの使用は、その形状寸法及び位置について立休角度により安全であることが確認された配置に限定する。 [344] [4-1-設1] 静的制振値を設定する。 ・ 制振値: 5kg以下 質量: 14.5kg以下 [4-2-設1] クランの使用は、その形状寸法及び位置について立休角度により安全であることが確認された配置に限定する。 (図脚註-3、図脚註-56、図脚註-60、図脚註-67、図脚註-68、図脚註-69) [4-2-設1] 工場棟屋根に設置する。(他棟屋との干渉については図脚註を参照する)
安全性能を有する施設の種類		[6-1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地上に構造された工場棟成型工場の土留コンクリートに設置する。

表ハ設-40 ペレット外観検査装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(案件) 設備・機器名称	原燃発第171101号(平成28年11月1日付) [343] ペレット検査設備 ペレット外観検査装置(外観検査用) [344] ペレット検査設備 金集容器(ペレット)受
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		ペレット検査設備 ペレット外観検査装置 (1) ペレット外観検査装置(1) (2) ペレット外観検査装置(2) (3) ペレット外観検査装置(3) (4) ペレット外観検査装置(4) (5) ペレット外観検査装置(5)
変更内容		(1) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 (2) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 (3) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 ・ 耐震補強のための制台脚部及び支柱部を改造する。 (4) 改造 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 ・ 耐震補強のための制台脚部及び支柱部を改造する。 (5) 改造 ・ 耐震補強のための制台脚部を改造する。 ・ 火災防止のための容積を金属製に変更する。 * [344]金集容器(ペレット)受を構成する金集容器(ペレット)は、[555]金集容器(ペレット)と共通。
数量		6基 (1) [344] 金集容器(ペレット)受7基合計 (1) 1基 (金集容器(ペレット)受:2基) (2) 1基 (金集容器(ペレット)受:2基) (3) 1基 (金集容器(ペレット)受:1基) (4) 1基 (金集容器(ペレット)受:1基) (5) 1基 (金集容器(ペレット)受:1基)
型式		ペレット回転式
主要な構造材		鋼製ハ設-40
寸法(単位:mm)		(1)  (2)  (3)  (4)  (5) 
その他の構造機器		圧巻機
その他の特徴		-
取扱う材料物量の状態		100ペレット
技術基準に基づく設計への注		[343] [4-1-設1] 静的制振値を設定する。 ・ 制振値: 5kg以下 ペレットの厚み: 10.7cm以下 [4-2-設1] クランの使用は、その形状寸法及び位置について立休角度により安全であることが確認された配置に限定する。 [344] [4-1-設1] 静的制振値を設定する。 ・ 制振値: 5kg以下 質量: 14.5kg以下 [4-2-設1] クランの使用は、その形状寸法及び位置について立休角度により安全であることが確認された配置に限定する。 (図脚註-3、図脚註-56、図脚註-60、図脚註-67、図脚註-68、図脚註-69) [4-2-設1] 工場棟屋根に設置する。(他棟屋との干渉については図脚註を参照する)
安全性能を有する施設の種類		[6-1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地上に構造された工場棟成型工場の土留コンクリートに設置する。

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2569 (NRA  
コメント No.1113-10) を  
反映

表ハ設-01 連続施設併 (加工棟) 仕様表 (2/4)

<p>技術基準に適合する設計 (注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震基準に適合し分ける。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設3] [400]・[410]・[411]・[412]・[413]インターロックの制御部は耐震基準分類第3類に分類する。 [6.1-設4] [414]地震インターロックの制御部は耐震基準分類第1類に分類する。 [400] 連続施設併 第1種 連続施設併部材: [ ] 連続施設併アンカーボルト: [ ] (新規含む) [414] 地震インターロック 第1種 地震計部材: - (高剛性のためボルト部材で代表) 地震計アンカーボルト: [ ] (特設) 制御盤部材: [ ] 制御盤アンカーボルト: [ ] (特設) 監視ガスボンベ架台: [ ] 監視ガスボンベ架台アンカーボルト: [ ] (特設) [415] 非常圧力遮断機構** 第1種 *: 連続施設併の一部 (新設) として特設。</p> <p>漏洩による損傷の防止</p> <p>外部からの侵入による損傷の防止</p> <p>[8.1-設10] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は70℃電圧に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持状態で保持する。 [8.1-設15] 屋外設置の地質特異監視系統及び水道ガス漏れ検知装置には最低気圧-12.7kPaでも作動できる弁を指定する。また、配管内は空気又は水で充填することはないため、液漏防止設計は不要である。 [8.1-設17] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は降水の影響を受けないように気密とする。 [8.1-設18] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設20] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は特設基準、防食及び防凍法に適合しないことから、電線管等の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は降下水移物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下水移物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設23] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設4] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は外部火災及び故障の影響を受けにくい構造に設計する。 [8.2-設1] [400]・[410]・[411]・[412]・[413]・[414]インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設2] [400]・[411]・[412]・[413]・[414]インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、監視設置部の電源には避雷機を設置する。</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>[10.1-設5] 機器本体等の落下を防止する (コンベアフレーム)。</p>
------------------------	---

741

表ハ設-01 連続施設併 (加工棟) 仕様表 (2/4)

<p>技術基準に適合する設計 (注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震基準に適合し分ける。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設3] [400]・[410]・[411]・[412]・[413]インターロックの制御部は耐震基準分類第3類に分類する。 [6.1-設4] [414]地震インターロックの制御部は耐震基準分類第1類に分類する。 [400] 連続施設併 第1種 連続施設併部材: [ ] 連続施設併アンカーボルト: [ ] (新規含む) [414] 地震インターロック 第1種 地震計部材: - (高剛性のためボルト部材で代表) 地震計アンカーボルト: [ ] (特設) 制御盤部材: [ ] (特設) 制御盤アンカーボルト: [ ] (特設) 監視ガスボンベ架台: [ ] 監視ガスボンベ架台アンカーボルト: [ ] (特設) [415] 非常圧力遮断機構** 第1種 *: 連続施設併の一部 (新設) として特設。</p> <p>漏洩による損傷の防止</p> <p>外部からの侵入による損傷の防止</p> <p>[8.1-設4] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は70℃電圧に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持状態で保持する。 [8.1-設15] 屋外設置の地質特異監視系統及び水道ガス漏れ検知装置には最低気圧-12.7kPaでも作動できる弁を指定する。また、配管内は空気又は水で充填することはないため、液漏防止設計は不要である。 [8.1-設17] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は降水の影響を受けないように気密とする。 [8.1-設18] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設20] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は特設基準、防食及び防凍法に適合しないことから、電線管等の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は降下水移物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下水移物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設23] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設4] 屋外設置の水道及び監視配管系統 (含む地質特異監視系統) は外部火災及び故障の影響を受けにくい構造に設計する。 [8.2-設1] [400]・[410]・[411]・[412]・[413]・[414]インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設2] [400]・[411]・[412]・[413]・[414]インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、監視設置部の電源には避雷機を設置する。</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>[10.1-設5] 機器本体等の落下を防止する (コンベアフレーム)。</p>
------------------------	---

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2569 (NRA  
コメント No.1113-10) を  
反映

別表ハ般一61 連続焼結炉(加工機) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
連続焼結炉	主要な構造材	柱(連続焼結炉)	
		はり(連続焼結炉)	
		柱(窒素ガスボンベ架台)	
		はり(窒素ガスボンベ架台)	
		柱(地震計制御盤)	
	はり(地震計制御盤)		
	クランを取り扱う部位	ボルト(焼結)	
	その他	アンカーボルト(連続焼結炉)	
		アンカーボルト(窒素ガスボンベ架台)	
		アンカーボルト(地震計ベースプレート)	
取付ボルト(地震計)			
アンカーボルト(地震計制御盤)			
コンベアフレーム(容器落下防止)			
風速計(検知部)			
圧力計(検知部)			
水質遮断弁			
窒素供給弁			
水質ガス漏えい検知遮断弁			
地震時窒素供給弁			
水質/窒素ガス配管			
冷却水配管			
ケーブル			
鋼製管(地震インターロックケーブル)			
スイングドア			

事業許可との対応：(408), (409), (410), (411), (412), (413), (414), (415)

別表ハ般一61 連続焼結炉(加工機) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
連続焼結炉	主要な構造材	柱(連続焼結炉)	
		はり(連続焼結炉)	
		柱(窒素ガスボンベ架台)	
		はり(窒素ガスボンベ架台)	
		柱(地震計制御盤)	
	はり(地震計制御盤)		
	クランを取り扱う部位	ボルト(焼結)	
	その他	アンカーボルト(連続焼結炉)	
		アンカーボルト(窒素ガスボンベ架台)	
		アンカーボルト(地震計ベースプレート)	
取付ボルト(地震計)			
アンカーボルト(地震計制御盤)			
コンベアフレーム(容器落下防止)			
風速計(検知部)			
圧力計(検知部)			
水質遮断弁			
窒素供給弁			
水質ガス漏えい検知遮断弁			
地震時窒素供給弁			
水質/窒素ガス配管			
冷却水配管			
ケーブル			
鋼製管(地震インターロックケーブル)			
スイングドア			

事業許可との対応：(408), (409), (410), (411), (412), (413), (414), (415)



コメント No.2570 (NRA  
コメント No.1113-11) を  
反映

表二改-17 y 構造仕様書 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震基準に準じて設計する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (45)y 耐震構造部材 第2種 y 特定重要部材支持脚部材: [ ] y 特定重要部材支持脚部材: [ ] ※1: 耐震部材は焼結鋼造を優先して採用する。 ※2: 関連する構造の補修への政策的影響がないことを確認済み。
津波による損傷の防止	-
外敵からの侵入による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの回避	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を決定する。 [12.1-設2] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全設備の設置	-
安全機能を有する構造物	[14.1-設1] 設置場所の適宜性に考慮される高圧電圧性、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮断等)を具備できる設計とする。 [14.2-設1] 構造又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
構造設計	-
設備の設置の許容条件	-
設備の設置	-
放射線管理施設	-
高圧施設	-
放射線管理施設等による汚染の防止	-
遮断	-
遮断設備	-
非常用電源設備	-
放射線管理施設	-
その他事業許可で定める仕様	[9-設3] F3電圧による設備の接地状態を考慮し、F3電圧に耐えるようボルトで固定する。 図二改-2、図二改-27

注 加工図書の仕様書に於ける何れも第3章 重大事故防止設備 第19条~第20条は適用しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する設備の安全機能一覧」における加工図書の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工図書の仕様書の番号、理番号、及び材料番号。又はその他事業許可で定める仕様に示す設計番号を示す。  
(例) [14.1-設1]は、加工図書の仕様書(表第1項)に対する設計番号 設1を示す。  
[9-設3]は、その他事業許可で定める仕様に示す設計番号 設1を示す。

表二改-17 y 構造仕様書 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震基準に準じて設計する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (45)y 耐震構造部材 第2種 y 特定重要部材支持脚部材: [ ] y 特定重要部材支持脚部材: [ ] ※1: 耐震部材は焼結鋼造を優先して採用する。 ※2: 関連する構造の補修への政策的影響がないことを確認済み。
津波による損傷の防止	-
外敵からの侵入による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの回避	-
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
漏水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を決定する。 [12.1-設2] 漏水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全設備の設置	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の適宜性に考慮される高圧電圧性、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(遮断、閉じ込め、遮断等)を具備できる設計とする。 [14.2-設1] 構造又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
構造設計	-
設備の設置の許容条件	-
設備の設置	-
放射線管理施設	-
高圧施設	-
放射線管理施設等による汚染の防止	-
遮断	-
遮断設備	-
非常用電源設備	-
放射線管理施設	-
その他事業許可で定める仕様	[9-設3] F3電圧による設備の接地状態を考慮し、F3電圧に耐えるようボルトで固定する。 図二改-2、図二改-27

注 加工図書の仕様書に於ける何れも第3章 重大事故防止設備 第19条~第20条は適用しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「安全機能を有する設備の安全機能一覧」における加工図書の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工図書の仕様書の番号、理番号、及び材料番号。又はその他事業許可で定める仕様に示す設計番号を示す。  
(例) [14.1-設1]は、加工図書の仕様書(表第1項)に対する設計番号 設1を示す。  
[9-設3]は、その他事業許可で定める仕様に示す設計番号 設1を示す。



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2571 (NRA  
コメント No.1113-12) を  
反映

表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

地震による揺動の防止	[6.1-設1] 耐震基準等に準じ設置する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (455)燃料集合体検査台 部1部 燃料集合体検査台部材: [ ] 燃料集合体検査台アンカーボルト: [ ] クランプボルト部材: [ ] クランプボルトアンカーボルト: [ ] (有無)
津波による揺動の防止	-
外航からの船舶による揺動の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による揺動の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
洪水による揺動の防止	[11.1-設1] 燃料集合体が浸水した状態を想定した積載数を設定する。
完全燃焼装置	-
完全燃焼を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の構造時に想定される地震動や、圧力及び放射線管理条件下において、必要な安全設備 (経路、閉じ込め、遮断等) を確保する設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理は、作業者の立ち入り可能な場所に設置する。
材料及び構造	-
騒音設備	-
放射線管理の野放線抑制	-
騒音設備	-
放射線管理抑制	-
廃棄施設	-
自然放射線等による揺動の防止	-
遮蔽	-
検査設備	-
非常用電源設備	-
検査設備設置	-

その他事業許可で定める仕様  
 [99-設1] クラスに属する施設に定められる地震力 (10 震度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 種の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。  
 [99-設2] F3 電等による揺動の揺動幅を考慮し、F3 電等に耐えるようボルトで固定する。

注 1 注 2 注 3 注 4 注 5 注 6 注 7 注 8 注 9 注 10 注 11 注 12 注 13 注 14 注 15 注 16 注 17 注 18 注 19 注 20 注 21 注 22 注 23 注 24 注 25 注 26 注 27 注 28 注 29 注 30 注 31 注 32 注 33 注 34 注 35 注 36 注 37 注 38 注 39 注 40 注 41 注 42 注 43 注 44 注 45 注 46 注 47 注 48 注 49 注 50 注 51 注 52 注 53 注 54 注 55 注 56 注 57 注 58 注 59 注 60 注 61 注 62 注 63 注 64 注 65 注 66 注 67 注 68 注 69 注 70 注 71 注 72 注 73 注 74 注 75 注 76 注 77 注 78 注 79 注 80 注 81 注 82 注 83 注 84 注 85 注 86 注 87 注 88 注 89 注 90 注 91 注 92 注 93 注 94 注 95 注 96 注 97 注 98 注 99 注 100

表ホ設-16 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

地震による揺動の防止	[6.1-設1] 耐震基準等に準じ設置する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (455)燃料集合体検査台 部1部 燃料集合体検査台部材: [ ] 燃料集合体検査台アンカーボルト: [ ] (注5) 部1部 クランプボルト部材: [ ] クランプボルトアンカーボルト: [ ] (注4) 部1部
津波による揺動の防止	-
外航からの船舶による揺動の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	-
火災等による揺動の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
洪水による揺動の防止	[11.1-設1] 燃料集合体が浸水した状態を想定した積載数を設定する。
完全燃焼装置	-
完全燃焼を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の構造時に想定される地震動や、圧力及び放射線管理条件下において、必要な安全設備 (経路、閉じ込め、遮断等) を確保する設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理は、作業者の立ち入り可能な場所に設置する。
材料及び構造	-
騒音設備	-
放射線管理の野放線抑制	-
騒音設備	-
放射線管理抑制	-
廃棄施設	-
自然放射線等による揺動の防止	-
遮蔽	-
検査設備	-
非常用電源設備	-

その他事業許可で定める仕様  
 [99-設1] クラスに属する施設に定められる地震力 (10 震度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 種の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。  
 [99-設2] F3 電等による揺動の揺動幅を考慮し、F3 電等に耐えるようボルトで固定する。

注 1 注 2 注 3 注 4 注 5 注 6 注 7 注 8 注 9 注 10 注 11 注 12 注 13 注 14 注 15 注 16 注 17 注 18 注 19 注 20 注 21 注 22 注 23 注 24 注 25 注 26 注 27 注 28 注 29 注 30 注 31 注 32 注 33 注 34 注 35 注 36 注 37 注 38 注 39 注 40 注 41 注 42 注 43 注 44 注 45 注 46 注 47 注 48 注 49 注 50 注 51 注 52 注 53 注 54 注 55 注 56 注 57 注 58 注 59 注 60 注 61 注 62 注 63 注 64 注 65 注 66 注 67 注 68 注 69 注 70 注 71 注 72 注 73 注 74 注 75 注 76 注 77 注 78 注 79 注 80 注 81 注 82 注 83 注 84 注 85 注 86 注 87 注 88 注 89 注 90 注 91 注 92 注 93 注 94 注 95 注 96 注 97 注 98 注 99 注 100

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

別表へ載-49 トラバーサ 材料一覧

機器名	部位	部品名	材料
トラバーサ	主要な構造材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	鉄覆管	
	その他	ストッパー (落下防止) レールストッパー 固定ボルト	

事業許可との対応: (SRS)

別表へ載-49 トラバーサ 材料一覧

機器名	部位	部品名	材料
トラバーサ	主要な構造材	柱 はり	
		ウランを取り扱う部位	
	その他	ストッパー (落下防止) レールストッパー 固定ボルト (レールストッパー) 転倒防止部 固定ボルト (転倒防止部)	

事業許可との対応: (SRS)

コメント No.2575 (NRA  
コメント No.1113-16) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

安全確認を完了した確認書 (3/4) 写真写		追加申請 追加申請書 追加申請書 (加工書) 追加申請書 (1/4)
No.	印は、申請書等の記載名称を示す	
[Redacted Content]		

3119

11月13日面談コメント反映案

安全確認を完了した確認書 (3/4) 写真写		追加申請 追加申請書 追加申請書 (加工書) 追加申請書 (1/4)
No.	印は、申請書等の記載名称を示す	
[Redacted Content]		

3119

備考

コメント No.2569 (NRA  
コメント No.1113-10) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	11
1471	燃材集約化促進事業
燃材集約化促進事業 〇社は、燃費削減等の促進を目的とする	
燃材集約化促進事業 〇社は、燃費削減等の促進を目的とする	
1472	燃材集約化促進事業
1473	燃材集約化促進事業
1474	燃材集約化促進事業
1475	燃材集約化促進事業
1476	燃材集約化促進事業
1477	燃材集約化促進事業
1478	燃材集約化促進事業
1479	燃材集約化促進事業
1480	燃材集約化促進事業
1481	燃材集約化促進事業
1482	燃材集約化促進事業
1483	燃材集約化促進事業
1484	燃材集約化促進事業
1485	燃材集約化促進事業
1486	燃材集約化促進事業
1487	燃材集約化促進事業
1488	燃材集約化促進事業
1489	燃材集約化促進事業
1490	燃材集約化促進事業
1491	燃材集約化促進事業
1492	燃材集約化促進事業
1493	燃材集約化促進事業
1494	燃材集約化促進事業
1495	燃材集約化促進事業
1496	燃材集約化促進事業
1497	燃材集約化促進事業
1498	燃材集約化促進事業
1499	燃材集約化促進事業
1500	燃材集約化促進事業

3273

11月13日面談コメント反映案

No.	11
1471	燃材集約化促進事業
燃材集約化促進事業 〇社は、燃費削減等の促進を目的とする	
燃材集約化促進事業 〇社は、燃費削減等の促進を目的とする	
1472	燃材集約化促進事業
1473	燃材集約化促進事業
1474	燃材集約化促進事業
1475	燃材集約化促進事業
1476	燃材集約化促進事業
1477	燃材集約化促進事業
1478	燃材集約化促進事業
1479	燃材集約化促進事業
1480	燃材集約化促進事業
1481	燃材集約化促進事業
1482	燃材集約化促進事業
1483	燃材集約化促進事業
1484	燃材集約化促進事業
1485	燃材集約化促進事業
1486	燃材集約化促進事業
1487	燃材集約化促進事業
1488	燃材集約化促進事業
1489	燃材集約化促進事業
1490	燃材集約化促進事業
1491	燃材集約化促進事業
1492	燃材集約化促進事業
1493	燃材集約化促進事業
1494	燃材集約化促進事業
1495	燃材集約化促進事業
1496	燃材集約化促進事業
1497	燃材集約化促進事業
1498	燃材集約化促進事業
1499	燃材集約化促進事業
1500	燃材集約化促進事業

備考

コメント No.2597 (NRA  
コメント No.1113-38) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No. 1423	燃料集合体検査報告書	3
燃料集合体検査報告書		
[ ] 月日、第1回補正の検査結果を示す		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
名	燃料集合体検査設備	
種	燃料集合体検査測定台(1)(2)(3)	
型	工機種	
番	国字記-14 組立工場	

3278

11月13日面談コメント反映案

No. 1423	燃料集合体検査報告書	3
燃料集合体検査報告書		
[ ] 月日、第1回補正の検査結果を示す		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		
名	燃料集合体検査設備	
種	燃料集合体検査測定台(1)(2)(3)	
型	工機種	
番	国字記-14 組立工場	

備考

コメント No.2597 (NRA  
コメント No.1113-38) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

申請 No.	1455	3
安全確保を旨とする建設工事 燃料混合体検査台		
内容は、電機計測等の検査を旨とする		
名称	燃料混合体検査設備 燃料混合体検査セット (1) (2) (3)	
種別	図中設-17 (1/2)	工事種 組立工事

3281

11月13日面談コメント反映案

申請 No.	1455	3
安全確保を旨とする建設工事 燃料混合体検査台		
内容は、電機計測等の検査を旨とする		
名称	燃料混合体検査設備 燃料混合体検査セット (1) (2) (3)	
種別	図中設-17 (1/2)	工事種 組立工事

備考

コメント No.2597 (NRA  
コメント No.1113-38) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

内注、関係部署の担当者を必ず示す

100-ベントリフト貯蔵設備 仕上りベントリフト貯蔵庫		工場棟
部→設-38 (2/2)		成庫工場
名		
姓		
職		
部		

3349

11月13日面談コメント反映案

Rev. 5

内注、関係部署の担当者を必ず示す

100-ベントリフト貯蔵設備 仕上りベントリフト貯蔵庫		工場棟
部→設-38 (2/2)		成庫工場
名		
姓		
職		
部		

3349

備考

コメント No.2573 (NRA  
コメント No.1113-14) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

No.	1
添付書類を添付する書類名称 1555 トラバーサ	
[ ]内は、前算計算書の部位名称を示す	
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	
系	燃料供給施設設備
種	トラバーサ
区	図へ取-50(U/2)
部	工場棟 組立工場

3363

11月13日面談コメント反映案

No.	1
添付書類を添付する書類名称 1555 トラバーサ	
[ ]内は、前算計算書の部位名称を示す	
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	
系	燃料供給施設設備
種	トラバーサ
区	図へ取-50(U/2)
部	工場棟 組立工場

備考

コメント No.2575 (NRA  
コメント No.1113-16) を  
反映



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

	燃料種別 トラバーサ 図へ取-50(2/2)	工場種 組立工場
	3364	

11月13日面談コメント反映案

	燃料種別 トラバーサ 図へ取-50(2/2)	工場種 組立工場

備考

コメント No.2575 (NRA  
コメント No.1113-16) を  
反映



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

特記外の品質重要区分は空白欄を示す。 気体検査設備(1) 転機加工室 両所併設系統(3) 工機棟 図1系 1-10 (3/5) 転機工場	

344

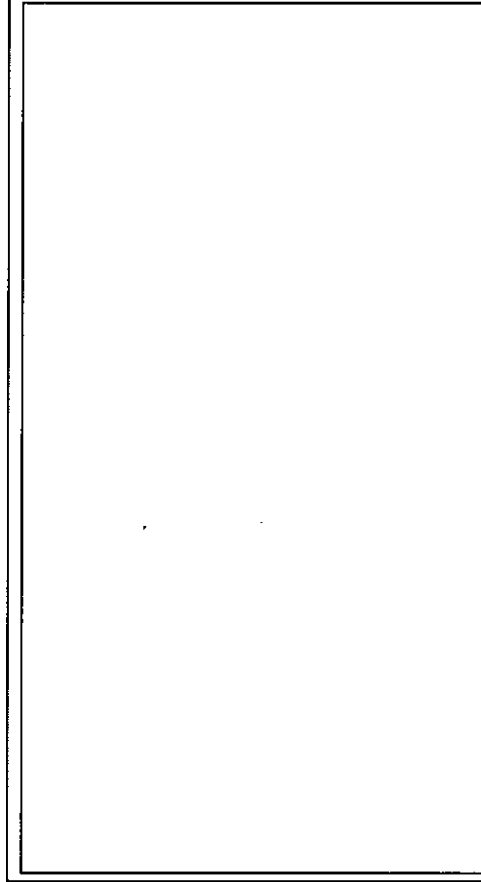
11月13日面談コメント反映案

特記外の品質重要区分は空白欄を示す。 気体検査設備(1) 転機加工室 両所併設系統(3) 工機棟 図1系 1-10 (3/5) 転機工場	

備考

コメント No.2580 (NRA  
コメント No.1113-21) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)



: 図面訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面

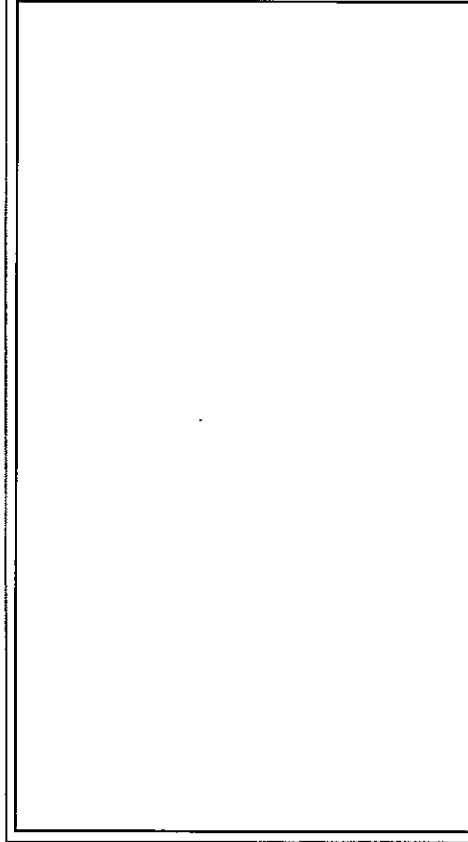
① : 図面訂正が有効な図面  
 ② : 訂正が有効な図面  
 ③ : 訂正が有効な図面  
 ④ : 訂正が有効な図面

⑤ : 訂正が有効な図面  
 ⑥ : 訂正が有効な図面  
 ⑦ : 訂正が有効な図面  
 ⑧ : 訂正が有効な図面

系統図表式番 (0)	加工棟
系統図	成型工場
図卜草-改2	

3511

11月13日面談コメント反映案



: 図面訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面  
 : 訂正が有効な図面

① : 図面訂正が有効な図面  
 ② : 訂正が有効な図面  
 ③ : 訂正が有効な図面  
 ④ : 訂正が有効な図面

⑤ : 訂正が有効な図面  
 ⑥ : 訂正が有効な図面  
 ⑦ : 訂正が有効な図面  
 ⑧ : 訂正が有効な図面

系統図表式番 (0)	加工棟
系統図	成型工場
図卜草-改2	

備考

コメント No.2583 (NRA  
コメント No.1113-24) を  
反映



(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリング洗浄槽、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室、地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備(5)、独立遮断壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮断壁(6)、水系供給設備障壁、防護フェンス、消火設備 (国外消火栓)

安全機能を有する施設を配置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。  
 建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接接する直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

▶ [5.1-1]安全機能を有する施設を配置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。

シリング洗浄槽本体(1階)、シリング洗浄槽前室、第1廃棄物処理所、第3廃棄物処理所本体、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮断壁(1)、水系供給設備障壁及び防護フェンス(端部及びコーナー部)は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に杭先端部達する杭による杭基礎により支持する。廃棄物貯蔵設備(5)は、第3廃棄物倉庫に設置する。

独立遮断壁(2)(3)(4)及び容器管理棟独立遮断壁(6)は、基礎下部を基礎底直下地面から約1mまでの範囲で地盤改良し、支持性能が十分な(長期許容応力度80kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度160kN/m<sup>2</sup>以上)地表近くの地盤改良したローム層で直接支持する直接基礎により支持する。  
 防護フェンス(端部及びコーナー部以外)は、支持性能が十分な(長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度75kN/m<sup>2</sup>以上)地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持する。

シリング洗浄槽本体(地下1階)は、支持性能が十分な(長期許容応力度300kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度600kN/m<sup>2</sup>以上)砂礫層で直接支持する直接基礎により支持する。

第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所南北渡り廊下、チェックタンク室、地下集水槽地下ピット及び廃棄物貯蔵設備(5)が設置される第3廃棄物倉庫の1階下の土間コンクリートは、支持性能が十分な(長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上)地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持する。なお、第1廃棄物処理所前室の基礎は、基礎下部を基礎直下地面から深さ約1mまでの範囲で地盤改良するが支持性能は地盤改良前と同一とする。

シリング洗浄槽本体(1階、地下1階)、シリング洗浄槽前室、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所本体、第2廃棄物処理所南北渡り廊下、第3廃棄物倉庫、独立遮断壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮断壁(5)及び水系供給設備障壁の基礎及び建物を支持する地盤について、地震力が作用した場合の支持性能を評価した結果を添付説明書一巻2に示す。

資料2様

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリング洗浄槽、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室、地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備(5)、独立遮断壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮断壁(6)、水系供給設備障壁、防護フェンス、消火設備 (国外消火栓)

安全機能を有する施設を配置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接接する直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

▶ [5.1-1]安全機能を有する施設を配置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。

各建物・構築物の地盤・基礎の支持力は以下の通り。

建物・構築物の名称	支持力		出典 (1) 地盤改良の 種類を明示
	長期	短期	
シリング洗浄槽本体(1階) シリング洗浄槽前室 第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所前室 原料貯蔵所(1階) 独立遮断壁(1) 容器管理棟 防護フェンス(端部及びコーナー部)	十分な支持性能を有するN値50以上の砂礫層に杭先端部達する杭による杭基礎により支持		— (砂礫層)
独立遮断壁(2)(3)(4) 容器管理棟独立遮断壁(6)	許容応力度 30kN/m <sup>2</sup> 以上	許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上	地盤改良 (ローム層)
防護フェンス(端部及びコーナー部以外)	許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上	許容応力度 75kN/m <sup>2</sup> 以上	地盤改良法を用いた 土間コンクリート 補修補強工事・ 防振壁 (ローム層)
シリング洗浄槽本体(地下1階)	許容応力度 300kN/m <sup>2</sup> 以上	許容応力度 600kN/m <sup>2</sup> 以上	地盤改良法を用いた 土間コンクリート (砂礫層)
シリング洗浄槽本体及び前室(1階) 第1廃棄物処理所(1階) 第1廃棄物処理所前室(1階) 原料貯蔵所(1階)及びシリング貯蔵ピット 第2廃棄物処理所(1階)及び南北渡り廊下 第3廃棄物倉庫1階 チェックタンク室(地下集水槽地下ピット)	許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上	許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上	地盤改良法を用いた 土間コンクリート (ローム層)

資料2様

コメント No.2593 (NRA  
コメント No.1113-34) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p>&gt; [5.1-建2] シリング洗淨棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵庫、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備隔壁、防護フェンス及び消火設備(屋外消火栓)は、液状化の恐れがない地盤に設置されており、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持できる地盤で支持する。</p> <p>○工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)</p> <p>&gt; [5.1-建3] 工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。</p> <p>○緊急対策設備(2)(震動防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)</p> <p>&gt; [5.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。</p>	<p>注1：廃棄物貯蔵設備(5)は、第3廃棄物倉庫に設置する。 注2：第1廃棄物処理所前室は地盤改良するが、地盤改良前と同一とする。</p> <p>シリング洗淨棟本体(1階、地下1階)、シリング洗淨棟前室、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所本体、第2廃棄物処理所南北渡り廊下、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵庫、チェックタンク室地下室本體地下ピット、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備隔壁及び防護フェンスの基礎及び建物を支持する地盤について、地震力が作用した場合の支持性能を評価した結果を添付説明書一建2に示す。</p> <p>&gt; [5.1-建2] シリング洗淨棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵庫、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備隔壁、防護フェンス及び消火設備(屋外消火栓)は、液状化の恐れがない地盤に設置されており、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持できる地盤で支持する。</p> <p>○工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)</p> <p>&gt; [5.1-建3] 工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。</p> <p>○緊急対策設備(2)(震動防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)</p> <p>&gt; [5.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。</p>	<p>コメント No.2593 (NRA コメント No.1113-34) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p style="text-align: right;">資料2設</p> <p><b>(安全機能を有する施設の地盤)</b></p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地盤力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p><b>(適合性の説明)</b></p> <p>○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、枕形粉物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分項に応じて算定する地盤力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接該層に直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎覆土の小さい建物・構築物は、地表面近くのローム層に支持させる。(6-1)</p> <p>▶ [6.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地盤力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構築物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設(工場棟転換工場)、成形施設(工場棟成型工場、加工棟成型工場)、被覆施設(工場棟成型工場、工場棟組立工場)、組立施設(工場棟組立工場)、枕形粉物質の貯蔵施設(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2棟燃料倉庫、工場棟組立工場)、放射性廃棄物の廃棄施設(工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2及び第3棟燃料倉庫、工場棟成型工場、放射線管理棟、加工棟成型工場、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3棟形物倉庫、付属建物シリング洗浄機)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する(付属建物第2及び第3棟燃料倉庫、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3棟形物倉庫、付属建物シリング洗浄機の支持性能を「添付説明書-建2-IX」に、地下ピット(716)の支持地盤を「添付説明書-建2-IX」に示す。また、その他の設備・機器の支持性能は先行申請(2及び4次申請した評価結果)による。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する管架設備及びインターロック<sup>※1</sup> 検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。</p> <p>*1: (34)、(36)、(39)、(43)、(44)、(46)、(51)、(53)、(56)、(59)、(61)、(63)、(64)、(66)、(68)、(74)、(75)、(76)、(77)、(81)、(82)、(98)、(100)、(101)、(102)、(103)、(104)、(160)、(164)、(165)、(168)、(171)、(173)、(176)、(179)、(187)、(191)、(192)、(199)、(208)、(216)、(218)、(220)、(223)、(224)、(226)、(229)、(230)、(232)、(241)、(319)、(320)、(321)、(323)、(323)、(324)、(327)、(328)、(329)、(330)、(331)、(332)、(355)、(358)、(360)、(409)、(410)、(411)、(412)、(413)、(414)、(637)、(708)、(711)、(714)、(717)、(720)、(721)、(724)、(726)、(753)、(755)、(758)、(761)</p> <p>また、工場棟転換工場チェックタンク室の排水槽(チェック)A~C(723)から排水口までの配管の一部が屋外に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する工場棟転換工場(型)に設置される。また、加工棟成型工場廃液処理室の貯留</p>	<p style="text-align: right;">資料2設</p> <p><b>(安全機能を有する施設の地盤)</b></p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地盤力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p> <p><b>(適合性の説明)</b></p> <p>○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、枕形粉物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分項に応じて算定する地盤力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接該層に直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎覆土の小さい建物・構築物は、地表面近くのローム層に支持させる。(6-1)</p> <p>▶ [6.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地盤力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構築物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設(工場棟転換工場)、成形施設(工場棟成型工場、加工棟成型工場)、被覆施設(工場棟成型工場、工場棟組立工場)、組立施設(工場棟組立工場)、枕形粉物質の貯蔵施設(工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2棟燃料倉庫、工場棟組立工場)、放射性廃棄物の廃棄施設(工場棟転換工場、付属建物除染室・分析室、付属建物第2及び第3棟燃料倉庫、工場棟成型工場、放射線管理棟、加工棟成型工場、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3棟形物倉庫、付属建物シリング洗浄機)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する(付属建物第2及び第3棟燃料倉庫、付属建物第1及び第2廃棄物処理所、付属建物第3棟形物倉庫、付属建物シリング洗浄機の支持性能を「添付説明書-建2-IX」に、地下ピット(716)の支持地盤を「添付説明書-建2-IX」に示す。また、その他の設備・機器の支持性能は先行申請(2及び4次申請した評価結果)による。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する管架設備及びインターロック<sup>※1</sup> 検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。</p> <p>*1: (34)、(36)、(39)、(43)、(44)、(46)、(51)、(53)、(56)、(59)、(61)、(63)、(64)、(66)、(68)、(74)、(75)、(76)、(77)、(81)、(82)、(98)、(100)、(101)、(102)、(103)、(104)、(160)、(164)、(165)、(168)、(171)、(173)、(176)、(179)、(187)、(191)、(192)、(199)、(208)、(216)、(218)、(220)、(223)、(224)、(226)、(229)、(230)、(232)、(241)、(319)、(320)、(321)、(323)、(323)、(324)、(327)、(328)、(329)、(330)、(331)、(332)、(355)、(358)、(360)、(409)、(410)、(411)、(412)、(413)、(414)、(637)、(708)、(711)、(714)、(717)、(720)、(721)、(724)、(726)、(753)、(755)、(758)、(761)</p> <p>また、工場棟転換工場チェックタンク室の排水槽(チェック)A~C(723)から排水口までの配管の一部が屋外に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する工場棟転換工場(型)に設置される。また、加工棟成型工場廃液処理室の貯留</p>	<p>コメント No.2577 (NRA コメント No.1113-18) を 反映</p>



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

2. 使用材料の許容応力度

コンクリート、鉄筋、鉄骨の基準強度、許容応力度を添説建2-II.2-1表~添説建2-II.2-6表に示す。

(1) コンクリート

添説建2-II.2-1表 コンクリートの設計基準強度F<sub>c</sub>

コンクリート種別	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	使用箇所
普通コンクリート	20.6	躯体全般

添説建2-II.2-2表 コンクリートの許容応力度

材料	長期			短期		
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )		圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	
<input type="checkbox"/>	F <sub>c</sub> /3	6.86	F <sub>c</sub> /30かつ 0.49×F <sub>c</sub> /100以下	0.68	13.72	1.02

建築基準法・同施行令・告示等  
日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)  
鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説 (日本建築学会) による

(2) 鉄筋

は JIS G3112 - 1987 での読み替えに従って として取り扱う。

添説建2-II.2-3表 鉄筋の基準強度F

鉄筋の種類	基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	鉄筋径
異形鉄筋	<input type="checkbox"/>	295

添説建2-II.2-4表 鉄筋の許容応力度

種別	長期			短期		
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )
<input type="checkbox"/>	195	195	195	295	295	295

建築基準法施行令第90条  
建築基準法・同施行令・告示等  
日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)  
鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説 (日本建築学会) による

4711

11月13日面談コメント反映案

2. 使用材料及び位置の許容応力度

コンクリート、鉄筋、鉄骨、埋置の基準強度、許容応力度を添説建2-II.2-1表~添説建2-II.2-7表に示す。

(1) コンクリート

添説建2-II.2-1表 コンクリートの設計基準強度F<sub>c</sub>

コンクリート種別	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	使用箇所
普通コンクリート	20.6	躯体全般

添説建2-II.2-2表 コンクリートの許容応力度

材料	長期			短期		
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )		圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	
<input type="checkbox"/>	F <sub>c</sub> /3	6.86	F <sub>c</sub> /30かつ 0.49×F <sub>c</sub> /100以下	0.68	13.72	1.02

建築基準法・同施行令・告示等  
日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)  
鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説 (日本建築学会) による

(2) 鉄筋

は JIS G3112 - 1987 での読み替えに従って として取り扱う。

添説建2-II.2-3表 鉄筋の基準強度F

鉄筋の種類	基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	鉄筋径
異形鉄筋	<input type="checkbox"/>	295

添説建2-II.2-4表 鉄筋の許容応力度

種別	長期			短期		
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )
<input type="checkbox"/>	195	195	195	295	295	295

建築基準法施行令第90条  
建築基準法・同施行令・告示等  
日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)  
鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説 (日本建築学会) による

備考

コメント No.2593 (NRA  
コメント No.1113-34) を  
反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

(3) 鉄骨

〇は JIS G3101 - 1995 での読み替えに従って□として取り扱う。

添説建 2-11.2-5 表 鉄骨の基準強度 F

鉄骨の種別	基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )
〇	235 ※1

※1: t ≤ 40mm

平成 12 年建設省告示第 2464 号

シリング洗浄後では 40mm を超える鋼板を使用する計画はない。

添説建 2-11.2-6 表 鉄骨の許容応力度

種別	長期				短期			
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )
〇	※2	150	※3	90	※2	235	※3	135

※2 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 第 1 三ロ表 1 圧縮材の座屈の許容応力度 (炭素鋼)

※3 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 第 1 三ハ表 1 曲げ材の座屈の許容応力度 (炭素鋼)

建築基準法・同施行令・告示等

日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)

鋼構造設計規準 一許容応力度設計法— (日本建築学会) による

4712

11月13日面談コメント反映案

(3) 鉄骨

〇は JIS G3101 - 1995 での読み替えに従って□として取り扱う。

添説建 2-11.2-5 表 鉄骨の基準強度 F

鉄骨の種別	基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )
〇	235 ※1

※1: t ≤ 40mm

平成 12 年建設省告示第 2464 号

シリング洗浄後では 40mm を超える鋼板を使用する計画はない。

添説建 2-11.2-6 表 鉄骨の許容応力度

種別	長期				短期			
	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )	圧縮 (N/mm <sup>2</sup> )	引張 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ (N/mm <sup>2</sup> )	せん断 (N/mm <sup>2</sup> )
〇	※2	150	※3	90	※2	235	※3	135

※2 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 第 1 三ロ表 1 圧縮材の座屈の許容応力度 (炭素鋼)

※3 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 第 1 三ハ表 1 曲げ材の座屈の許容応力度 (炭素鋼)

建築基準法・同施行令・告示等

日本産業規格 (JIS) (日本規格協会)

鋼構造設計規準 一許容応力度設計法— (日本建築学会) による

(4) 地盤

添説建 2-11.2-7 表 地盤の許容応力度

種別	長期 (kN/m <sup>2</sup> )	短期 (kN/m <sup>2</sup> )
砂礫層	300	600

建築基準法施行令第 93 条

備考

コメント No.2593 (NRA  
コメント No.1113-34) を  
反映。

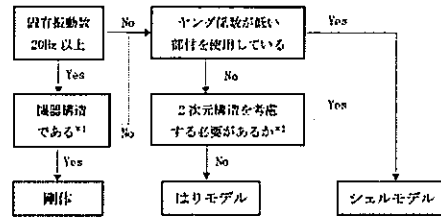
6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p>1.3. 設備・機器の耐震評価方法</p> <p>設備・機器の地震力に対する安全確保の確保は、本体及び据付ボルトを対象として、部材及び据付ボルトに発生する応力及び荷重が許容限界以下であることを確認することで実施する。耐震重要度分類第1類、第2類の設備・機器は、はりモデル、シェルモデル及び剛体のいずれかでモデル化する。これらは、固有振動数、使用している部材、構造により選択する。モデル選択のフロー図を添説図3-1図に示す。なお、耐震重要度分類第3類の設備・機器は、据付ボルトを評価する。インクローックは、検出端、制御部、作動端を対象に評価を実施する。</p> <p>部材については、引張応力度、圧縮応力度、せん断応力度、曲げ応力度、組合せ応力度、組合せ応力を対象とする。また、据付ボルトについては、引張応力度、せん断応力度、引抜き力を対象とする。</p> <p>モデル化に際して、下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>部材及び据付ボルトは、重要度分類及び設置レベルを考慮した設計用地震力を用いて、解析モデルに静的荷重を付与することで実施する。</li> <li>添説図3-2図に示すようなはりモデルの場合は、既設工認で使用実績がある、解析コードFAP-3又はNASTRANを使用する。また、シェルモデルの場合は、既設工認で実績のある、解析コードNASTRANを使用する。部材は短期荷重作用時に水平方向に与えられる地震荷重による全体変形に伴うモーメントが支配的であることから、要素節点に着目する。</li> <li>拘束条件は、据付ボルト部では並進3方向固定とする。ただし、槽等の単体はりである場合は、据付ボルト部では固定とする。</li> <li>荷重は長期荷重と短期荷重を考慮する。長期荷重は鉛直方向の固定荷重、積載荷重である。短期荷重は長期荷重と地震力の合計であり、水平2方向についてそれぞれ考慮する。機器の重量や機器内のクラン等の物貨による積載荷重を作用荷重とする。</li> <li>機器本体の据付ボルトについては、以下の条件を満たす場合は、架台の据付ボルトの応力評価で代表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの方が機器重心からの距離が大きき場合で、機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの本数及びボルト径が同等以下の場合。</li> </ul> この条件を満たさない場合は、機器本体及び架台の据付ボルトを評価する。</li> <li>温度条件は原則常温とする。ただし、設備が加熱され温度が高くなる設備については、温度を考慮した材料定数及び許容限界を用いる。温度を考慮してモデル化を行う設備を添説図3-3表に示す。</li> </ol> <p>設備の耐震計算フローの概要を添説図3-3図に示す。</p>	<p>1.3. 設備・機器の耐震評価方法</p> <p>設備・機器の地震力に対する安全確保の確保は、本体及び据付ボルトを対象として、部材及び据付ボルトに発生する応力及び荷重が許容限界以下であることを確認することで実施する。耐震重要度分類第1類、第2類の設備・機器は、はりモデル、シェルモデル及び剛体のいずれかでモデル化する。これらは、固有振動数、使用している部材、構造により選択する。モデル選択のフロー図を添説図3-1図に示す。なお、耐震重要度分類第3類の設備・機器は、据付ボルトを評価する。インクローックは、検出端、制御部、作動端を対象に評価を実施する。</p> <p>部材については、引張応力度、圧縮応力度、せん断応力度、曲げ応力度、組合せ応力度、組合せ応力を対象とする。また、据付ボルトについては、引張応力度、せん断応力度、引抜き力を対象とする。</p> <p>モデル化に際して、下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>部材及び据付ボルトは、重要度分類及び設置レベルを考慮した設計用地震力を用いて、解析モデルに静的荷重を付与することで実施する。</li> <li>添説図3-2図に示すようなはりモデルの場合は、構造計算式を用いて評価するか、解析コードで評価する場合は、既設工認で使用実績がある、解析コードFAP-3又はNASTRANを使用する。また、シェルモデルの場合は、既設工認で実績のある、解析コードNASTRANを使用する。部材は短期荷重作用時に水平方向に与えられる地震荷重による全体変形に伴うモーメントが支配的であることから、要素節点に着目する。</li> <li>拘束条件は、据付ボルト部では並進3方向固定とする。ただし、槽等の単体はりである場合は、据付ボルト部では固定とする。</li> <li>荷重は長期荷重と短期荷重を考慮する。長期荷重は鉛直方向の固定荷重、積載荷重である。短期荷重は長期荷重と地震力の合計であり、水平2方向についてそれぞれ考慮する。機器の重量や機器内のクラン等の物貨による積載荷重を作用荷重とする。</li> <li>機器本体の据付ボルトについては、以下の条件を満たす場合は、架台の据付ボルトの応力評価で代表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの方が機器重心からの距離が大きき場合で、機器本体の据付ボルトに比べ、架台の据付ボルトの本数及びボルト径が同等以下の場合。</li> </ul> この条件を満たさない場合は、機器本体及び架台の据付ボルトを評価する。</li> <li>温度条件は原則常温とする。ただし、設備が加熱され温度が高くなる設備については、温度を考慮した材料定数及び許容限界を用いる。温度を考慮してモデル化を行う設備を添説図3-3表に示す。</li> </ol> <p>設備の耐震計算フローの概要を添説図3-3図に示す。</p>	<p>備考</p> <p>コメント No.2585 (NRA コメント No.1113-26) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

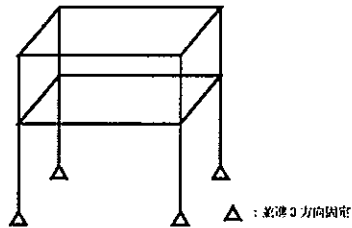
備考

コメント No.2586 (NRA  
コメント No.1113-27) を  
反映



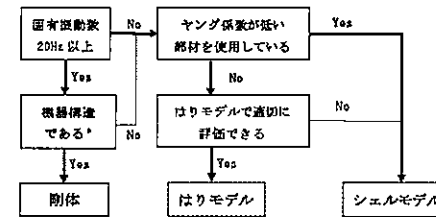
- \*1: 機器の構造から明らかに剛体と判断されるものを機器構造であるものと判断し、剛体として取り扱う。
- \*2: 機器の構造的にはりモデルとするのでは機器の特性を評価できず2次元構造で評価する必要がある場合、シェルモデルとする。

添説図3-1図 モデル選択フロー



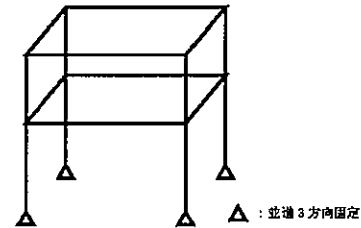
添説図3-2図 3次元モデルの例

5319



- \*: 機器の構造から明らかに剛体と判断されるものを機器構造であるものと判断し、剛体として取り扱う。

添説図3-1図 モデル選択フロー



添説図3-2図 3次元モデルの例







2.2. 各種合成構造設計指針・同解説

2.2.1. 金属拡張アンカーボルト

各種合成構造設計指針・同解説に従い、金属拡張アンカーボルトの許容限界として、以下に示す許容引張荷重、許容せん断荷重を設定する。  
金属拡張アンカーボルトの許容引張力 $P_A$ は、下式にて算出される。

$$P_A = \min\{P_{A1}, P_{A2}\}$$

ここで、 $P_{A1}$ はアンカーボルトの降伏により決まる許容引張力、 $P_{A2}$ はコンクリートのコン破壊により決まる許容引張力で、それぞれ下式であらわされる。

$$P_{A1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{ps} \cdot A_c$$

$$P_{A2} = \phi_2 \cdot \sigma_c \cdot s \sigma_1 \cdot A_c$$

- $\sigma_c$ : 施工のバラツキを考慮した低減係数で $\sigma_c = 0.75$ とする。
- $\phi_1, \phi_2$ : 低減係数(表2参照)
- $s \sigma_{ps}$ : アンカーボルトの引張強度で $s \sigma_{ps} = s \sigma_y$ とする。
- $s \sigma_y$ : アンカーボルトの降伏点強度
- $s \sigma_1$ : アンカーボルトの最小断面積
- $s \sigma_1$ : コーン状破壊のコンクリートの引張強度で $s \sigma_1 = 0.31 \sqrt{F_c}$ とする。軽微コンクリートの場合は、この90%とする。
- $F_c$ : コンクリートの設計基準強度
- $A_c$ : コーン状破壊面の有効水平投影面積(図1参照)
- $D$ : アンカーボルトの軸部の直径 (図1参照)
- $l$ : アンカーボルトの埋め込み長さ(図1参照)
- $l_p$ : アンカーボルトの強度評価用埋め込み長さ(図1参照)

表2 低減係数

	$\phi_1$	$\phi_2$
長期荷重用	2/3	1/3
短期荷重用	1.0	2/3

5338

2.2. 各種合成構造設計指針・同解説

2.2.1. 金属拡張アンカーボルト

各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針 5.3 設計に従い、金属拡張アンカーボルトの許容限界として、許容引張荷重、許容せん断荷重を設定する。

2.2.2. 接合系アンカーボルト

各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針 4.5 接合系アンカーボルトの設計に従い、接合系アンカーボルトの許容限界として、許容引張荷重、許容せん断荷重を設定する。

コメント No.2588 (NRA  
コメント No.1113-29) を  
反映



コメント No.2588 (NRA  
コメント No.1113-29) を  
反映

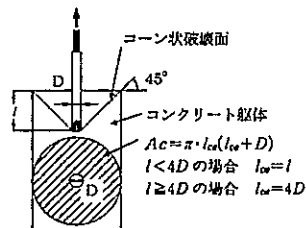


図1 引張荷重作用時のアンカーボルト模式図

次に、全周配筋アンカーボルトの許容せん断力 $q_a$ は、下式にて算出される。

$$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$$

ここで、 $q_{a1}$ はアンカーボルトのせん断強度により決まる許容せん断力、 $q_{a2}$ はコンクリートの圧縮強度により決まる許容せん断力、 $q_{a3}$ はコンクリートのコーン状破壊により決まる許容せん断力で、それぞれ下式であらわされる。

$$q_{a1} = \phi_1 \cdot s \cdot \sigma_{qa} \cdot A_{qc}$$

$$q_{a2} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \cdot \sigma_{qa} \cdot A_{qc}$$

$$q_{a3} = \phi_3 \cdot \alpha_c \cdot c \cdot \sigma_1 \cdot A_{qc}$$

$\alpha_c$  : 施工のバラツキを考慮した低減係数で $\alpha_c = 0.75$ とする。

$\phi_1, \phi_2$  : 低減係数(表2参照)

$s \cdot \sigma_{qa}$  : アンカーボルトのせん断強度で $s \cdot \sigma_{qa} = 0.7 \cdot s \cdot \sigma_y$ とする。

$s \cdot \sigma_y$  : アンカーボルトの降伏強度

$A_{qc}$  : アンカーボルトの断面積

$c \cdot \sigma_{qa}$  : コンクリートの圧縮強度で $c \cdot \sigma_{qa} = 0.5 \sqrt{F_c \cdot E_c}$ とする。

$c \cdot \sigma_1$  : コーン状破壊のコンクリートの割裂強度で $c \cdot \sigma_1 = 0.31 \sqrt{F_c}$ とする。軽集コンクリートの場合は、この90%とする。

$F_c$  : コンクリートの設計基本強度

$E_c$  : コンクリートのヤング係数

$A_{qc}$  : せん断力方向のコーン状破壊面の有効投影面積(図2参照)

$c$  : へりあき寸法

(左記を削除する)

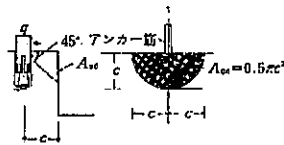


図2 せん断荷重作用時のアンカーボルト様式図

2.2.2. 換毒系アンカーボルト

各種合成構造設計指針・同解説に準じ、換毒系アンカーボルトの許容限界として、以下に示す許容引張荷重、許容せん断荷重を設定する。

換毒系アンカーボルトの許容引張力 $p_a$ は、下式にて算出される。

$$p_a = \min(p_{a1}, p_{a2})$$

ここで、 $p_{a1}$ はアンカーボルトの降伏により決まる許容引張力、 $p_{a2}$ はコンクリートのコーン破壊により決まる許容引張力で、それぞれ下式であらわされる。

$$p_{a1} = \phi_1 \cdot \sigma_{ps} \cdot A_c$$

$$p_{a2} = \phi_2 \cdot \tau_c \cdot \pi \cdot d_a \cdot l_{cs}$$

$\phi_1, \phi_2$ : 低減係数(表3参照)

$\sigma_{ps}$ : 換毒系アンカーボルトの引張強度で、 $\sigma_{ps} = \sigma_y$ とする。降伏を保証する場合は、 $\sigma_{ps} = \sigma_{yk} \cdot \sigma_y$

$\sigma_y$ : 換毒系アンカーボルトの規格降伏点強度

$\sigma_{yk}$ : 材料強度のバラツキを考慮した割増係数で $\sigma_c = 1.25$ とする。

$A_c$ : 換毒系アンカーボルトの最小断面積

$d_a$ : 換毒系アンカーボルトの径

$l_{cs}$ : アンカーボルトの強度算定用埋込み長さ(図3参照)

$l_e$ : 換毒系アンカーボルトの有効埋込み長さ(図3参照)

$\tau_c$ : ヘリあき及びアンカーボルトのピッチを考慮した換毒系アンカーボルトの引張力に対する付帯強度、 $\tau_c = \alpha_1 \cdot \sigma_c \cdot \alpha_2 \cdot \tau_{allow}$

(左記を削除する)

コメント No.2588 (NRA  
コメント No.1113-29) を  
反映

$\alpha_n$ : へりあき、アンカーボルトのピンチによる付着強度の低減係数。  
最も小さい寸法となる3面までを考慮する。

$$\alpha_n = 0.5 \cdot \frac{c_n}{l_n} + 0.5 \quad (n = 1, 2, 3)$$

$f_{b,avg}$ : 接着系アンカーボルトの基本平均付着強度 (表4参照)

$c_n$ : へりあき寸法、または、ボルトピンチ $a$ の半分で  $c_n = \frac{a}{2}$  ( $n = 1, 2, 3$ )。

最も小さい寸法となる3面までを考慮する。(図4参照)

表3 低減係数

	$\phi_1$	$\phi_2$	$\phi_3$
長期荷重用	2/3	1/3	1/3
短期荷重用	1.0	2/3	2/3

表4 基本平均付着強度

	カプセル方式		注入方式
	有機系	無機系	有機系
普通コンクリート	$10\sqrt{F_c/21}$	$5\sqrt{F_c/21}$	$7\sqrt{F_c/21}$
軽集コンクリート	$6\sqrt{F_c/21}$	$4\sqrt{F_c/21}$	$5.6\sqrt{F_c/21}$

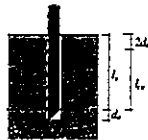


図3 引張荷重作用時のアンカーボルト模式図

ES41

(左記を削除する)

コメント No.2588 (NRA  
コメント No.1113-29) を  
反映

コメント No.2588 (NRA  
コメント No.1113-29) を  
反映

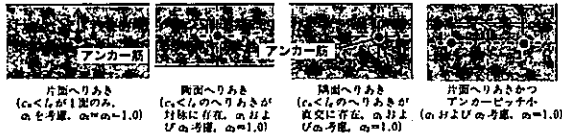
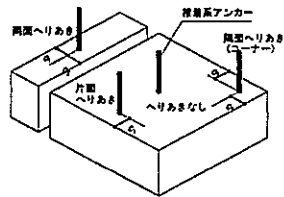


図4 ヘリあり面とヘリありさす法

次に、接合系アンカーボルトの許容せん断力 $q_a$ は、下式にて算出される。

$$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$$

ここで、 $q_{a1}$ はアンカーボルトのせん断強度により決まる許容せん断力、 $q_{a2}$ は定着した躯体の圧縮強度により決まる許容せん断力、 $q_{a3}$ は定着した躯体のコンクリート強度により決まる許容せん断力で、それぞれ下式であらわされる。

$$q_{a1} = \phi_1 \cdot \sigma_{qa} \cdot u^d$$

$$q_{a2} = \phi_2 \cdot \sigma_{qa} \cdot u^d$$

$$q_{a3} = \phi_2 \cdot \sigma_1 \cdot A_{qc}$$

$\phi_1, \phi_2$  : 許容係数(表3参照)

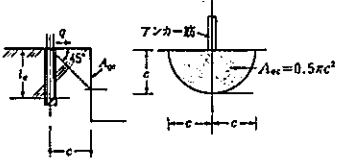
$\sigma_{qa}$  : 接合系アンカーボルトのせん断強度で、 $\sigma_{qa} = 0.7 \cdot \sigma_y$ とする。

$\sigma_y$  : 接合系アンカーボルトの規格降伏強度

$u^d$  : 接合系アンカーボルトの最小断面積

$\sigma_1$  : コンクリートの圧縮強度で、 $\sigma_1 = 0.5 \sqrt{f_c \cdot E_c}$ とする。

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p> <math>f_{ct}</math>: コーン状液槽に対するコンクリートの引張強度で、<math>f_{ct} = 0.31\sqrt{F_c}</math>とする。軽集コンクリートの場合は、この90%とする。  <math>F_c</math>: コンクリートの設計基準強度(N/mm<sup>2</sup>)  <math>E_c</math>: コンクリートのヤング係数(N/mm<sup>2</sup>)  <math>A_{gc}</math>: せん断力に対するコーン状液槽面の有効投影面積(図5参照)  <math>c</math>: ヘリあき寸法 </p>  <p>図5 せん断荷重作用時のアンカーボルト模式図</p>	<p>(左記を削除する)</p>	<p>備考 コメント No.2588 (NRA コメント No.1113-29) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2589 (NRA  
コメント No.1113-30) を  
反映

表5 (3/4) 部材の許容限界

材料	温度条件 [°C]	種類	許容限界			参照
			長期	短期	長期	
		引張応力度	113	170	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	65	98	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	113	170	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	78	117	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	45	67	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	78	117	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	102	154	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		せん断応力度	59	88	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		組合せ応力度	102	154	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		引張応力度	25	38	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		せん断応力度	14	21	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		組合せ応力度	25	38	[N/mm <sup>2</sup> ]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 金属材料データベース
		引張応力度	96	145	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	55	83	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	96	145	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	88	133	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	51	76	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	88	133	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012

表5 (3/4) 部材の許容限界

材料	温度条件 [°C]	種類	許容限界			参照
			長期	短期	長期	
		引張応力度	113	170	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	65	98	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	113	170	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	78	117	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	45	67	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	78	117	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	102	154	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		せん断応力度	59	88	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		組合せ応力度	102	154	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	NIMSデータベース*
		引張応力度	25	38	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		せん断応力度	14	21	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		組合せ応力度	25	38	[N/mm <sup>2</sup> ]	NIMSデータベース*
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	NIMSデータベース*
		引張応力度	96	145	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	55	83	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	96	145	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012
		引張応力度	88	133	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		せん断応力度	51	76	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力度	88	133	[N/mm <sup>2</sup> ]	JISME S NJ1-2012
		組合せ応力	1.0	1.0	[-]	JISME S NJ1-2012

\*: 国立研究開発法人物質・材料研究機構金属材料データベース (http://www.nims.go.jp/jisme/002/表5.html)

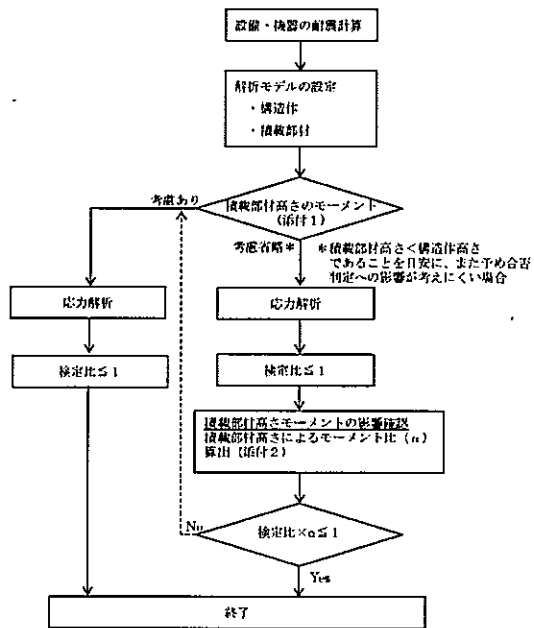
1. 積載部材のモデル化について

対象設備(以下、構造体と呼ぶ)の耐震計算のため、はり要素により3次元FEM解析モデルを構築するにあたり、構造強度に寄与しない部材(以下、積載部材と呼ぶ)については、長期荷重ではその積載部材の重量を鉛直方向荷重として、短期荷重ではその荷重による地震力を水平方向荷重として入力し、モデル化している。

ここで、積載部材高さによるモーメントは、積載部材の高さが低い場合は小さいものの、積載部材の高さが高くなるにつれて大きくなる。そのため本評価では以下のフローに基づき計算を行う。

2. 積載部材高さによるモーメントの考慮について

耐震計算を実施するにあたり、積載部材高さによるモーメントの考慮要否をまとめた表を添付3に示す。

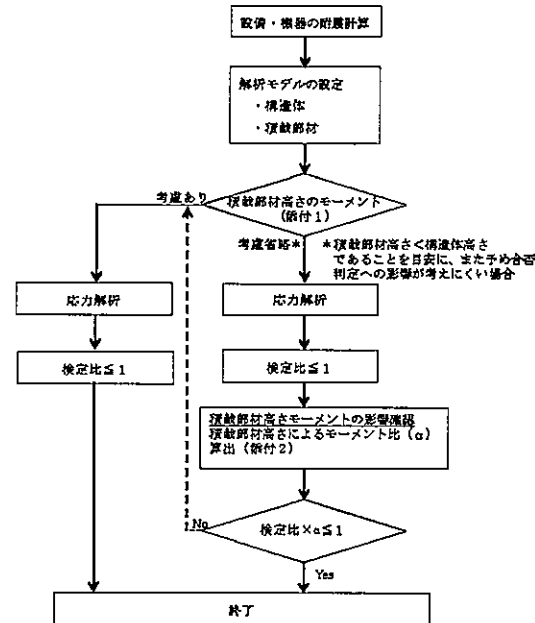


5250

積載部材のモデル化について

対象設備(以下、構造体と呼ぶ)の耐震計算のため、はり要素により3次元FEM解析モデルを構築するにあたり、構造強度に寄与しない部材(以下、積載部材と呼ぶ)については、長期荷重ではその積載部材の重量を鉛直方向荷重として、短期荷重ではその荷重による地震力を水平方向荷重として入力し、モデル化している。

ここで、積載部材高さによるモーメントは、積載部材の高さが低い場合は小さいものの、積載部材の高さが高くなるにつれて大きくなる。そのため本評価では以下のフローに基づき計算を行う。



コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

添付3

積載部材高さによるモーメントの考慮

1. 概要

積載部材高さによるモーメントの考慮について表1~7にまとめる。積載部材高さによるモーメントを考慮した部位は、考慮ありと記載している。

表1 化学処理施設 (1/5)

仕様名	機器名	部位名称	考慮
表イ20-1	UO <sub>2</sub> 貯槽	UO <sub>2</sub> 貯槽(1)(2)-A~(1)(2)-C	なし
表イ20-2	熱交換器(UO <sub>2</sub> 貯槽)	熱交換器(UO <sub>2</sub> 貯槽)(1)(2)	あり
表イ20-4	液位防止カバー	UO <sub>2</sub> 貯槽用液位カバー	なし
表イ20-5	流量管	流量管(1)(2)	なし
表イ20-6	流量計	流量計(1)(2)-A,B	なし
表イ20-7	熱交換器(請求対象)	熱交換器(請求対象)(1)(2)	あり
表イ20-8	注液管	注液管(1)(2)-A,(1)(2)-B 注液管(1)(2)配管	なし なし
表イ20-10	熱交換器	熱交換器(1)-A~(1)-E,(2)-A~(2)-E	なし
表イ20-11	濾心分離機(洗浄用)	濾心分離機(洗浄用) 濾心分離機(洗浄用)配管 洗浄液排気通路(1) 洗浄液排気通路(2)	あり なし あり あり
表イ20-13	洗浄槽	洗浄槽(1)A~D 洗浄槽(2)A~D 洗浄槽(1)A~C配管 洗浄槽(2)A~C配管	なし なし なし なし
表イ20-14	洗浄ろ過分離機	洗浄ろ過分離機(1) 洗浄ろ過分離機(2) 洗浄ろ過分離機(1)配管 洗浄ろ過分離機(2)配管	なし なし なし なし
表イ20-15	濾心分離機(出元分離用)	濾心分離機(出元分離用)(1) 濾心分離機(出元分離用)(2) 濾心分離機(出元分離用)(1)(2)配管	あり あり なし
表イ20-16	ろ過分離機	ろ過分離機(1)-A,(1)-B,(2)-A,(2)-B ろ過分離機(1)-A,(1)-B,(2)-A,(2)-B配管	なし なし
表イ20-17	仕上けろ過機	仕上けろ過機(1)(2) 仕上けろ過機(1) 仕上けろ過機(2)	あり なし なし
表イ20-19	蒸留蒸気機	蒸留蒸気機(1)(2) 蒸留蒸気機(1)配管 蒸留蒸気機(2)配管	なし なし なし
表イ20-20	蒸気発生機	蒸気発生機(1)-A~(1)-C,(2)-A~(2)-C 蒸気発生機(1)-A配管 蒸気発生機(1)-B,(1)-C,(2)-A~(2)-C配管	なし なし なし

(左記を削除する)



コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表1 化学処理施設 (2/5)

仕様書	機器名	原簿名称	備考
表イ18-21	再生洗淨槽	再生洗淨槽(1)-A-(1)-C(2)-A-(2)-C	なし
表イ18-22	洗淨水処理槽	洗淨水処理槽(1)	なし
		洗淨水処理槽(2)	なし
		洗淨水処理槽(1)配管	なし
		洗淨水処理槽(2)配管	なし
表イ18-24	予備成土乾燥機	予備成土乾燥機(1)(2)	あり
		予備成土乾燥機(1)配管	あり
		予備成土乾燥機(2)配管	あり
表イ18-25	乾燥機	乾燥機(1)(2)	なし
表イ18-26	脱臭脱色ボックス	脱臭脱色ボックス(1)(2)-A,(1)(2)-C	なし
		脱臭脱色ボックス(1)(2)-B	なし
表イ18-27	ADUスクラム	ADUスクラム(1)(2)	なし
表イ18-29	ADUプロータンク	ADUプロータンク(1)(2)	なし
		ADUプロータンク(1)(2)配管	なし
表イ18-30	ADU受けネット	ADU受けネット(1)(2)	なし
		ADU受けネット(1)(2)配管	なし
表イ18-31	ADUバグフィルター	ADUバグフィルター(1)(2)	なし
		ADUバグフィルター上扉フード(1)(2)	なし
		ADUバグフィルター下扉フード(1)(2)	なし
表イ18-32	ADUバグアップフィルター	ADUバグアップフィルター(1)(2)	あり
表イ18-33	リサイクル粉砕装置	リサイクル粉砕装置(1)	なし
		リサイクル粉砕装置(2)	なし
		出口コンベア駆動系	なし
表イ18-34	リサイクル粉砕投入ボックス	リサイクル粉砕投入ボックス(1)	なし
		リサイクル粉砕投入ボックス(2)	なし
表イ18-35	リサイクル粉砕受けネット	リサイクル粉砕受けネット(1)	なし
		リサイクル粉砕スクリーンフィーダ(1)	なし
		リサイクル粉砕受けネット(2)	なし
		リサイクル粉砕スクリーンフィーダ(2)	なし
		リサイクル粉砕受けネット(1)配管	なし
		リサイクル粉砕受けネット(2)配管	なし
表イ18-36	ポリユーマ	ポリユーマ(1)	なし
		ポリユーマ(2)	なし
		スクリーンフィーダ(1)(2)	なし
		ポリユーマ(1)配管	なし
		ポリユーマ(2)配管	なし
		スクリーンフィーダ(1)(2)配管	なし
表イ18-37	ロータリーキルン	ロータリーキルン(1)(2)	なし
		ヘッド駆動フードボックス(1)(2)	なし
		ケール駆動フードボックス(1)(2)	なし
		ロータリーキルン(1)(2)配管	あり
		ADU脱臭装置(1)(2)	あり
		乾燥ファン(1)(2)	なし
		乾燥ファン(1)配管	なし
		乾燥ファン(2)配管	なし
		ボルト(1)	なし
		ボルト(1)配管	あり
		ボルト(2)	なし
ボルト(2)配管	あり		

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

(左記を削除する)

表1 化学処理施設 (3/5)

仕様表	機器名	部材名称	申請
表イ23-38	ダストチャンバ	ダストチャンバ(1)	なし
		ダストチャンバ(2)	なし
		ダストチャンバ(2)梁台	なし
表イ23-39	ガスヒータ	ガスヒータ(1)(2)	なし
表イ23-40	大型混合装置	大型混合装置	なし
		伴流器	なし
		大型粉末容器大振動装置(1)(2)	なし
		全風荷機11層台(1)(2)	なし
表イ23-41	サンブラ	サンブラ(1)(2)	なし
		サンブラ(1)(2)梁台	あり
		サンブラフードボックス(1)(2)	なし
表イ23-42	バックアップフィルタ(サンブラ)	バックアップフィルタ(サンブラ)	なし
表イ23-44	圧縮空気機(全風荷機(粉末)混合)	圧縮空気機 (全風荷機 (粉末) 混合)	あり
表イ23-45	サンプリング管	サンプリング管	なし
表イ23-46	粉砕機	粉砕機、バグフィルタ及びフードボックス	あり
表イ23-47	粉末輸送装置①	フードボックス(粉末輸送装置①)	なし
		粉末輸送装置①	なし
		粉末輸送装置①梁台	なし
表イ23-48	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	あり
表イ23-49	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	なし
		粉末充填ボックス梁台	なし
		濃縮器器具調整台	なし
表イ23-50	粉末抽出シボックス	粉末抽出シボックス	なし
表イ23-51	濃縮器梁台工使用クレーン	濃縮器梁台工使用クレーン	なし
表イ23-52	粉末輸送装置①(ホッパー部)	粉末輸送装置①(ホッパー部)	なし
表イ23-53	バグフィルタ (粉末輸送装置①)	バグフィルタ (粉末輸送装置①)	あり
表イ23-54	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	あり
表イ23-55	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	あり
表イ23-56	真空装置	真空装置	なし
表イ23-57	粉末溜り機	粉末溜り機	なし
		粉末溜り機梁台	なし
		フードボックス(粉末溜り機)	なし
表イ23-58	充填装置	充填装置及びフードボックス	なし
表イ23-59	粉末輸送装置①(ホッパー部)	粉末輸送装置①(ホッパー部)	なし
		粉末輸送装置①(ホッパー部)上部フードボックス	あり
		粉末輸送装置①(ホッパー部)下部フードボックス	あり
		送粉器器具調整台	あり
表イ23-60	送粉器用プレス	送粉器用プレス及びフードボックス	なし
表イ23-61	スラップコンベア	スラップコンベア	なし
		スラップコンベアシャフト	なし
表イ23-62	粉末充填装置	粉末充填装置	あり
		全風荷機充填装置	なし
表イ23-63	バックアップフィルタ (粉末充填装置)	バックアップフィルタ (粉末充填装置)	あり
表イ23-64	送粉機	フードボックス(送粉機)	なし
		送粉機	あり
		微分機及びチーパライズ装置	あり
表イ23-65	アンダーサイズ粉砕機	アンダーサイズ粉砕機	あり
表イ23-66	小分け装置	小分け装置及びフードボックス(小分け装置)	なし

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表1 化学処理施設 (4/5)

台帳表	機器名	部位名称	考慮
表1註-67	リフタ	リフタ	なし
		取付台A	なし
表1註-68	原料フードボックス	原料フードボックスA及び給水フィーダ	なし
		原料フードボックスB	なし
		原料フードボックスA配管台	なし
		原料フードボックス	あり
表1註-69	蒸餾機	蒸餾機	なし
表1註-71	遠心ろ過機	遠心ろ過機	あり
		遠心ろ過機取台	あり
表1註-72	ろ過装置	ろ過装置	なし
表1註-74	沈殿機	沈殿機	あり
表1註-75	遠心分離機	遠心分離機	あり
		遠心分離機取台	なし
表1註-76	乾燥機	乾燥機	あり
表1註-77	洗浄装置(ボット)	洗浄装置(ボット)	あり
表1註-78	ろ過装置(1)	ろ過装置(1)	なし
		ろ過装置(1)取台	なし
表1註-80	箱形乾燥機	箱形乾燥機	なし
		箱形乾燥機取台	なし
表1註-82	明け目フードボックス等	明け目フードボックス(1)	なし
		明け目フードボックス(2) (キヨウ)	なし
		乾燥トレー乾燥コンベア駆動台	なし
		乾燥トレー乾燥コンベア駆動台	なし
表1註-83	バックアップフィルタ (明け目フードボックス(1))	バックアップフィルタ (明け目フードボックス(1))	あり
表1註-84	pH調整機	pH調整機(1)(2)	なし
表1註-85	ろ過機 (取付台)	ろ過機(取付台)	なし
表1註-88	解凍機	解凍機フードボックス	あり
		解凍機	あり
表1註-89	箱形装置	箱形装置(1)通気扇及びフードボックス(取付台)	なし
		箱形装置	あり
表1註-90	箱形装置	箱形装置	なし
表1註-90	バックアップフィルタ (箱形装置)	バックアップフィルタ (箱形装置)	あり
表1註-91	取付台	取付台	なし
		取付台取付台	なし
表1註-92	付え受けホッパー	付え受けホッパー	なし
		取付台	あり
表1註-93	イオン交換装置 (取付台)	イオン交換装置 (取付台) (1)~(4)	あり
		イオン交換装置 (取付台) (1)~(12)	なし
表1註-95	搬送装置	搬送装置	なし
表1註-96	オーバーフロー装置	オーバーフロー装置	なし
		オーバーフロー装置取付台	なし
表1註-98	投入ボックス	投入ボックス(1)(2)	なし
表1註-99	取付台	取付台(1)(2)	なし
		取付台取付台	あり
表1註-100	吐出ボックス	吐出ボックス(1)(2)	あり

(左記を削除する)

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表1 化学処理施設 (5/5)

仕様表	機器名	部材名称	考慮
表1図-101	中間槽	中間槽(11段)	なし
表1図-103	蒸留装置	蒸留装置(1~3)	なし
表1図-104	リサイクル装置	リサイクル装置(1~3)	なし
表1図-105	洗浄装置	洗浄装置(1)	なし
		洗浄装置(2)	なし
		洗浄装置(3)兼付	なし
表1図-106	式槽	式槽(11段)	なし
		式槽(11段)兼付	なし
表1図-107	濾心分離機	濾心分離機	あり
		濾心分離機兼付	なし
		ADUケーシング	あり
		ADUケーシング兼付	なし
表1図-108	ろ過装置	ろ過装置	なし
		ろ過装置兼付	なし
表1図-109	仕上げろ過機	仕上げろ過機	なし
表1図-111	乾燥機	乾燥機	あり
表1図-112	乾燥機フィルター	乾燥機フィルター	なし
		乾燥機フィルター兼付	あり
表1図-113	ADU 受ホッパ	ADU受ホッパ	なし
表1図-114	ADU 排出口ボックス	ADU排出口ボックス	なし
表1図-115	粉砕機	フードボックス フードボックス (粉砕機) 粉砕機	なし なし なし
表1図-116	スクラップ乾燥炉	フードボックス (スクラップ乾燥炉) スクラップ乾燥炉	なし あり
表1図-118	ヒュームフード(1)	ヒュームフード(1)	あり
表1図-119	ヒュームフード(2)	ヒュームフード(2)	あり
表1図-120	焼成乾燥機	焼成乾燥機	あり
		焼成乾燥機兼付	なし
表1図-121	回転式乾燥機	回転式乾燥機	あり
		回転式乾燥機兼付	なし
		回転式乾燥機フード	あり
		粉末投入フード	なし
表1図-122	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	なし
表1図-1	煤 (UO <sub>2</sub> 貯槽)	煤	
表1図-9	煤 (灰貯槽)		
表1図-12	煤 (灰貯槽)		
表1図-28	煤 (ADUスクラップ)		なし
表1図-70	煤 (ウラン回収機1系判)		
表1図-94	煤 (ウラン回収機2系判-1)		
表1図-97	煤 (ウラン回収機2系判-2)		

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表2 成形施設 (1/5)

仕様表	機器名	設置内容	考慮
表1図-2	押出し粉搬送装置	押出し粉搬送装置	なし
		押出し粉搬送装置架台	なし
表1図-3	押出し粉中間ホッパー	押出し粉中間ホッパー	なし
		押出し粉中間ホッパー架台	なし
		共通架台(1)-C	なし
		押出し粉中間ホッパーフード	なし
表1図-4	押出し粉投入ホッパー	押出し粉投入ホッパー	なし
		押出し粉投入ホッパー架台	なし
		押出し粉投入ホッパー上部フード	なし
		押出し粉投入ホッパー下部フード	なし
表1図-5	押出し粉小分けボックス	押出し粉小分けボックス	なし
表1図-6	バックアップフィルタ(粉末漏洩)	バックアップフィルタ(1)	あり
		バックアップフィルタ(2)	あり
		バックアップフィルタ(3)	あり
表1図-7	押出し粉投入ボックス	押出し粉投入ボックス	なし
		押出し粉投入ボックス架台	なし
表1図-8	粉目入れボックス	粉目入れボックス	なし
表1図-9	大型混合装置	大型混合装置(1)(2)	なし
表1図-10	大型粉末容器取出ボックス	大型粉末容器取出ボックス(1)(2)	なし
表1図-11	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1)(2)	あり
表1図-12	原料貯蔵ホッパー	原料貯蔵ホッパー(1)	なし
		原料貯蔵ホッパー(1)フード	あり
		原料貯蔵ホッパー(1)フード	なし
		原料貯蔵ホッパー(1)架台	なし
		共通架台(1)-A	なし
		原料貯蔵ホッパー(2)	なし
		原料貯蔵ホッパー(2)フード	なし
		原料貯蔵ホッパー(2)架台	なし
		原料貯蔵ホッパー(2)フード	なし
		共通架台(2)-A	なし
表1図-13	粉末混合機	粉末混合機(1)フードボックス	なし
		粉末混合機(1)フードボックス架台	あり
		粉末混合機(1)架台	なし
		粉末混合機(2)フードボックス	なし
		粉末混合機(2)フードボックス架台	あり
		粉末混合機(2)架台	なし
表1図-14	連続型用プレス	連続型用プレス(1)(2)	あり
表1図-15	スラダコンベア	スラダコンベア(1)	なし
		スラダコンベアシャフト(1)	なし
		スラダコンベア(2)	なし
		スラダコンベアシャフト(2)	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表2 成形機類 (2/5)

仕様表	機種名	詳細名称	考慮
表18-16	切み装置装置	切み装置装置(1)	なし
		切み装置装置(1)フード	なし
		切み装置装置(2)	なし
		切み装置装置(2)フード	なし
		切み装置装置(3)	なし
		切み装置装置(3)フード	なし
		切み装置装置(4)	なし
		切み装置装置(4)フード	なし
表18-17	バックアップフィルタ(切み装置装置)	バックアップフィルタ(1)	あり
		バックアップフィルタ(2)	あり
		バックアップフィルタ(3)	あり
		バックアップフィルタ(4)	あり
		バックアップフィルタ(5)	あり
表18-18	送付機	送付機(1)	なし
		送付機(1)フード	なし
		送付機(1)扉	あり
		アンダーサイズ送付機(1)	なし
		アンダーサイズ送付機(1)扉	なし
		送付機(2)	なし
		送付機(2)フード	なし
		送付機(2)扉	あり
		アンダーサイズ送付機(2)	なし
		アンダーサイズ送付機(2)扉	なし
		送付機(2)送付ボックス	なし
表18-19	送付機(送付)ボックス	送付機(送付)ボックス(1)	なし
		送付機(送付)ボックス(2)	なし
		送付機(送付)ボックス(3)	なし
表18-20	送付機(送付)フード	送付機(送付)フード	なし
		送付機(送付)フード(1)	なし
		送付機(送付)フード(2)扉	なし
		送付機(送付)フード(2)フード	なし
		送付機(送付)フード(2)	なし
		送付機(送付)フード(2)扉	なし
表18-21	送付機(送付)機	送付機(送付)機(1)	なし
		送付機(送付)機(1)フード	なし
		送付機(送付)機(1)扉	なし
		送付機(送付)機(2)	なし
		送付機(送付)機(2)フード	なし
		送付機(送付)機(2)扉	あり
		送付機(送付)機(3)	なし
		送付機(送付)機(3)フード	なし
表18-22	送付機(送付)機	送付機(送付)機(1)	なし
		送付機(送付)機(2)	なし
		送付機(送付)機(3)	なし
		送付機(送付)機(4)	なし
表18-23	成形用プレス	成形用プレス(1)	あり
		成形用プレス(2)	あり
		成形用プレス(1),(2)フード	なし
		成形用プレス(1),(2)	なし
		成形用プレス(1),(2)	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表2 成形機款 (3/5)

仕様名	機名	設備名称	有無
表ハ20-24	ペレット製粒機(1)	ペレット製粒機(1)	あり
		ペレット製粒機(1)フード	なし
		圧縮率調整 測定装置(1)装置	なし
		圧縮率調整 測定装置(1)フード	なし
表ハ20-25	ペレット製粒機(2)	ペレット製粒機(2)	なし
		ペレット製粒機(2)フード	なし
		ボートコンベア(2)装置	なし
		ペレット製粒機(2)装置	なし
表ハ20-26	条件01	条件01	なし
表ハ20-27	試験用プレス	試験用プレス	なし
		試験用プレスフード(1)	なし
		試験用プレスフード(2)	なし
		試験用プレス架台	なし
表ハ20-28	フードボックス(1)	フードボックス(1)	なし
表ハ20-29	フードボックス(2)	フードボックス(2)	なし
		フードボックス(2)架台	あり
表ハ20-30	フードボックス(3)	フードボックス(3)	なし
表ハ20-31	連続試験機	連続試験機(1)(2)	なし
表ハ20-32	パッチ式小型試験機	パッチ式小型試験機	なし
		パッチ式小型試験機	なし
表ハ20-33	センターレスグライнда	センターレスグライнда(1)(2)(3)	なし
		センターレスグライнда(1)(2)(3)フード-1	なし
		センターレスグライнда(1)(2)(3)フード-2	なし
		センターレスグライнда(1)(2)(3)フード-3	なし
		センターレスグライнда(1)(2)(3)フード-2サポート	なし
		センターレスグライнда(4)	なし
		センターレスグライнда(4)フード-1	なし
		センターレスグライнда(4)フード-2	なし
		センターレスグライнда(4)フード-3	なし
		センターレスグライнда(4)フード-2サポート	なし
表ハ20-34	ペレットコンベア	ペレットコンベア(1)	なし
		ペレットコンベア(2)	なし
		ペレットコンベア(3)	なし
		ペレットコンベア(4)	なし
表ハ20-35	パーツフィーダ	パーツフィーダ(1)(2)	なし
		パーツフィーダ(1)(2)フード	なし
		パーツフィーダ(3)	あり
		パーツフィーダ(3)フード	なし
		パーツフィーダ(4)	あり
表ハ20-36	ペレット配列機	ペレット配列機(1)(2)	なし
表ハ20-36	ペレット配列機	スタッカー(1)装置	なし
		スタッカー(1)フレーム	なし
		スタッカー(2)装置	なし
		スタッカー(2)フレーム	なし
		ペレット配列機(3)	なし
		ペレット配列機(4)	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表2 成形縮設 (4/5)

仕様表	機器名	部品名称	考慮
表ハ段-37	ペレットトレイコンベア	ペレットトレイコンベア	なし
表ハ段-38	全品水漏れ検知	消防水漏れ検知(1)	あり
		消防水漏れ検知(2)	あり
		消防水漏れ検知(3)	あり
		消防水漏れ検知(4)	あり
表ハ段-39	通心分離機 (800)	通心分離機(1)	あり
		通心分離機(2)	あり
		通心分離機(3)	あり
		通心分離機(4)	あり
表ハ段-40	ペレット外観検査装置	ペレット外観検査装置(1)(2)	なし
		ペレット外観検査装置(3)	なし
		金属製袋(ペレット)袋(1)(2)外,金属製袋(ペレット)袋(4)袋外	なし
		ペレット外観検査装置(4)	あり
		ペレット外観検査装置(5)	あり
表ハ段-41	ペレット中点密度検査装置	ペレット中点密度検査装置	なし
表ハ段-42	供給作動圧検査装置	供給作動圧検査装置	なし
表ハ段-43	洗浄ボックス (印刷工程)	洗浄ボックス(1)	なし
		洗浄ボックス(1)フード	なし
		洗浄ボックス(2)	なし
		洗浄ボックス(2)フード	なし
表ハ段-44	巻分機 (印刷工程)	巻分機(1)(2)	なし
表ハ段-45	巻分機A-B	巻分機A-B	なし
表ハ段-47	スラック回収機能付き通心分離機	スラック回収機能付き通心分離機	あり
		スラック回収機能付き通心分離機(2)	あり
表ハ段-48	巻分機	巻分機(1)(2)	なし
表ハ段-49	印刷製紙機	印刷製紙機(1)(2)	あり
表ハ段-50	フードボックス(4)	フードボックス(4)	なし
表ハ段-51	フードボックス(5)	フードボックス(5)	なし
表ハ段-52	ペレット印刷機	ペレット印刷機	なし
表ハ段-53	酸化炉(1)	酸化炉(1)-B	あり
		酸化炉(1)-B取付機(1)	なし
		ラック搬送装置(1)-A, B	なし
		酸化炉(1)-A	あり
		酸化炉(1)-A取付機(1)	なし
表ハ段-54	酸化炉(2)	酸化炉(2)-A	あり
		ラック搬送装置(2)	なし
		酸化炉(2)取付機(1)(2)	なし
		酸化炉(2)-B	あり
表ハ段-55	巻分機(1)	巻分機(1)共通フレーム	なし
		巻分機(1)フードボックス	なし
表ハ段-56	巻分機(2)	巻分機(2)共通フレーム	あり
		巻分機(2)フードボックス	なし
表ハ段-57	洗浄ボックス(印刷製紙工程)	洗浄ボックス(3)	なし
表ハ段-58	巻分機(印刷製紙工程)	巻分機(3)	あり
表ハ段-59	通心分離機(洗浄)	通心分離機(5)	なし
表ハ段-60	日本専売製薬(加工機)	日本専売製薬(1)(2)	なし
		日本専売製薬(1)(2)フード	なし

(左記を削除する)



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表2 成形編設 (6/8)

位相名	機器名	部位名称	実施
表12-51	濃液排気(加工機)	濃液排気口	なし
表12-52	高圧水脈理機(排水加工機)	高圧水脈理機	あり
表12-53	遠心分離機(研削)加工機	遠心分離機①	あり
		遠心分離機②	あり
表11-54	洗浄水脈理機(加工機)	洗浄水脈理機	あり
表12-55	予選行(加工機)	予選器	なし
表12-56	遠心分離機(洗浄)加工機	遠心分離機②	あり
		遠心分離機③	あり
		遠心分離機④	あり
		遠心分離機⑤	あり

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表3 附属施設 (1/2)

仕様表	機種名	部品名称	考慮
表ニ註-1	ペレット乾燥機	ペレット乾燥機(1),(9)	なし
		ペレット乾燥機(2),(10)	なし
		ペレット乾燥機(3),(4),(6)	あり
		ペレット乾燥機(8)	なし
表ニ註-2	ペレット投入機	ペレット投入機Ⅰ系	なし
		ペレット投入機Ⅱ系	あり
表ニ註-4	電磁弁調整	電磁弁調整Ⅰ系	なし
		電磁弁調整Ⅱ系	なし
表ニ註-5	調整弁入れ機	トップ蓋口止器	なし
		トップ蓋口下部	なし
		トレイ固定部A	なし
		トレイ固定部B	なし
		ボトム解弁止器	なし
		ボトム平石下部	なし
		ベース固定部	なし
表ニ註-6	調整弁調整装置	上部調整弁調整装置Ⅰ系	あり
		上部調整弁調整装置Ⅰ系固定台	なし
		下部調整弁調整装置Ⅰ系	なし
		下部調整弁調整装置Ⅱ系	なし
表ニ註-7	He気圧調整装置	He気圧調整装置Ⅰ系	あり
		He気圧調整装置Ⅱ系	あり
表ニ註-8	燃料棒フィンコンベア	フィンコンベアⅠ系(1)	なし
		フィンコンベアⅠ系(2)	なし
		フィンコンベアⅠ系(3)	なし
		フィンコンベアⅠ系(4)	なし
		フィンコンベアⅠ系(5)	あり
		フィンコンベアⅠ系(6)	あり
		吐出しコンベアⅠ系	なし
		フィンコンベアⅡ系(1)	なし
		フィンコンベアⅡ系(2)	なし
		フィンコンベアⅡ系(3)	なし
		フィンコンベアⅡ系(4)	あり
		フィンコンベアⅡ系(5)	あり
		フィンコンベアⅡ系(6)	あり
吐出しコンベアⅡ系	なし		
表ニ註-9	燃料切替機	燃料切替機	なし
表ニ註-10	調整弁入れ機	燃料調整弁	なし
		調整弁入れ機	なし
表ニ註-11	UO,He気圧ボックス	マシニング	なし
		ペレット貯蔵ボックス	なし
		ペレット貯蔵ボックス	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表3 試験編成 (2/2)

試験表	試験名	試験科目	実施
表二四-12	燃料棒ライコンベア	燃入コンベア	なし
		U字煎コンベア	なし
		シールド管煎コンベア	なし
		全長・重量煎コンベア	なし
		全長・重量煎コンベア(併)	なし
		トレイスタックコンベア(1)	なし
		トレイスタックコンベア(2)	なし
		燃料棒スタックコンベアA(1)	あり
		燃料棒スタックコンベアA(2)	なし
		燃料棒スタックコンベアA(3)併	なし
		燃料棒スタックコンベアA(3)併併	なし
		フューエルコンベア(1)	なし
		フューエルコンベア(2)	なし
		燃料棒スタックコンベア併併	なし
		燃料棒スタックコンベア併併併	なし
		燃料棒出給コンベア	あり
		チャンネル搬送コンベア	なし
		チャンネルスタックコンベア(1)	なし
		チャンネルスタックコンベア(2)	なし
		チャンネルスタックコンベア(3)	なし
		チャンネルスタックコンベア(4)	あり
		チャンネルスタックコンベア(5)	なし
		チャンネルスタックコンベア(6)	あり
チャンネルスタックコンベア(8)	あり		
トレイ搬送コンベア	なし		
表二四-13	燃料棒検査装置	燃料棒検査装置	なし
表二四-14	シールド管検査装置	シールド管検査装置 (併併併)	なし
		シールド管検査装置 (併併)	あり
表二四-15	燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	なし
表二四-16	高電圧検査装置	燃料棒検査装置 (併併併)	なし
		燃料棒検査装置 (併併併)	なし
		燃料棒検査装置 (併併併)	なし
表二四-17	フューエル検査装置	フューエル検査装置	なし
表二四-18	ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	なし
表二四-19	定置	燃料棒検査装置	なし
		チャンネル搬送部	あり
		燃料棒検査装置	なし
		チャンネルコンベア(1)	なし
		チャンネルコンベア(2)	なし
表二四-20	燃料棒検査	燃料棒検査	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表4 相互編設

仕訳表	機種名	設備名称	考慮
表4-設-1	マガジン 挿入装置	燃料BGA	なし
		燃料燃器	なし
		燃料器	なし
		挿入部	あり
		マガジン 可動部	なし
表4-設-4	マガジン 取出	マガジン 取出	なし
表4-設-5	マガジン 燃料交換機	マガジン 燃料交換機	なし
表4-設-6	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置(1)	なし
		燃料集合体組立装置(2)	なし
		燃料集合体組立装置(3)	なし
表4-設-7	マガジン 燃器部	マガジン 燃器部	なし
表4-設-8	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体	あり
		クランプポスト	なし
		燃料集合体洗浄装置	なし
		燃料集合体洗浄装置付台	なし
表4-設-9	ジブクレーン	ジブクレーン(1)ジブ	なし
		ジブクレーン(1)付	なし
表4-設-10	エンベロープ検査装置	エンベロープ検査装置	なし
表4-設-11	チャンネル検査装置	チャンネル検査装置	なし
表4-設-12	燃料集合体検査装置	燃料集合体検査装置	あり
表4-設-13	燃料集合体検査装置	燃料集合体検査装置	なし
		クランプポスト	なし
表4-設-14	ジブクレーン	ジブクレーン(2), (3)ジブ	なし
		ジブクレーン(2), (3)付	なし
		燃料集合体検査装置	なし
表4-設-15	燃料集合体検査装置	燃料集合体検査装置	なし
表4-設-16	燃料集合体検査装置	燃料集合体検査装置	あり
		クランプポスト	なし

(左記を削除する)

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表5 試験材物質の貯蔵施設 (1/2)

品名	試験名	貯蔵施設	考慮
表-設-1	シリンドリウム	シリンドリウム(1),(2)	なし
表-設-2	シリンドリウム	シリンドリウム	あり
表-設-3	スライム	スライム	なし
表-設-4	大型貯蔵庫	大型貯蔵庫(1)-(6)	なし
表-設-7	試験用	試験用	なし
表-設-10	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-11	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-12	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-14	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-15	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-16	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-17	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-18	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-20	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-21	スクラップ	スクラップ	あり
表-設-22	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-23	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-24	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-25	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-27	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-28	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-29	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-30	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-31	スクラップ	スクラップ	あり
表-設-34	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-37	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-38	スクラップ	スクラップ	なし
表-設-41	スクラップ	スクラップ	なし

(左記を削除する)

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表5 既燃材物質の貯蔵施設 (2/2)

記号名	機種名	貯蔵名称	有無
表へ22-43	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-44	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-45	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-46	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-47	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-48	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-49	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-50	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-51	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-52	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-53	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-54	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-55	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-56	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし
表へ22-57	燃料槽-燃料蒸留	燃料槽-燃料蒸留	なし

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表6 放射能汚染物の廃棄施設 (1/3)

品名	機器名	詳細名称	数量
表ト註-第4	放射能汚染物(1)放射能汚染物(1)	放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		表ト註-第5	放射能汚染物(1)放射能汚染物(2)
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり		
表ト註-第6	放射能汚染物(1)放射能汚染物(3)	放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
表ト註-第7	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(1)	放射性廃棄物 (タイプ3)	あり
		放射性廃棄物 (タイプ7)	あり
表ト註-第8	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(2)	放射性廃棄物 (タイプ1)	あり
		放射性廃棄物 (タイプ3)	あり
		放射性廃棄物 (タイプ4)	あり
		放射性廃棄物 (タイプ5)	あり
		放射性廃棄物 (タイプ6)	あり
表ト註-第9	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(3)	放射性廃棄物 (タイプ3)	あり
表ト註-第10	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(4)	放射性廃棄物	なし
		放射性廃棄物	なし
表ト註-第11	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(5)	放射性廃棄物	なし
表ト註-第12	放射能汚染物(1)放射性廃棄物(6)	放射性廃棄物(1)	あり
		放射性廃棄物(2)	あり
表ト註-第13	放射能汚染物(2)放射能汚染物(1)	放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
表ト註-第14	放射能汚染物(2)放射能汚染物(2)	放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり
		放射能汚染物 (放射能汚染物) (136E)	あり

(左記を削除する)

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表6 放射性廃棄物の廃棄施設 (2/3)

仕様表	機名	施設名称	考慮		
表ト33-表31	放射性廃棄物(2)排気ファン(1)	排気ファン (排気室2) (10V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (11V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (12V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (13V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (14V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (15V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (16V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (17V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (18V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (19V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (20V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (21V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (22V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (23V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (24V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (25V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (26V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (27V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (28V)	あり		
		排気ファン (排気室2) (29V)	あり		
排気ファン (排気室2) (30V)	あり				
表ト33-表32	放射性廃棄物(2)放射性エアフィルタ(1)	高性能エアフィルタ (タイプ3)	あり		
		高性能エアフィルタ (タイプ4)	あり		
表ト33-表33	放射性廃棄物(2)放射性エアフィルタ(2)	高性能エアフィルタ (タイプ1)	あり		
表ト33-表34	放射性廃棄物(2)放射性エアフィルタ(3)	高性能エアフィルタ (タイプ6)	あり		
表ト33-表34	放射性廃棄物(3)排気ファン	排気ファン (排気室2) (EF-1-1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-1-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-2-1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-2-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-3-1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-3-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-4)	あり		
		排気ファン (排気室2) (RF-1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (RF-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (RF-3)	あり		
		表ト33-表35	放射性廃棄物(3)高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ (タイプ7)	あり
				高性能エアフィルタ (タイプ2)	あり
				高性能エアフィルタ (タイプ5)	あり
		高性能エアフィルタ (ハンクタイプ1)	なし		
表ト33-表34	放射性廃棄物(4)排気ファン	排気ファン (排気室2) (EF-1-1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-1-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (RF-1)	あり		
表ト33-表35	放射性廃棄物(4)高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ (タイプ8)	あり		
		高性能エアフィルタ (タイプ9)	あり		
表ト33-表34	放射性廃棄物(5)排気ファン	排気ファン (排気室2) (EF-01)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-A1)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-A2)	あり		
		排気ファン (排気室2) (EF-A3)	あり		

(左記を削除する)



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

11月13日面談コメント反映案

備考

コメント No.2590 (NRA  
コメント No.1113-31) を  
反映

表6 放射性廃棄物の廃棄施設 (3/3)

仕様表	機器名	設置名称	考慮
表ト20-216	放射性廃棄物(5)放射性エアフィルタ	放射性エアフィルタ(タイプ10)	あり
表ト20-217	放射性廃棄物(5)スクラバ(掃捕装置系統)	スクラバ	なし
表ト20-218	放射性廃棄物(5)排気ファン	排気ファン(設置22)(EF-1)	あり
		排気ファン(設置22)(EF-2)	あり
		排気ファン(設置22)(EF-2-1)	あり
		排気ファン(設置22)(EF-2-2)	あり
		排気ファン(設置22)(EF-3)	あり
		排気ファン(設置22)(EF-4)	あり
表ト20-219	放射性廃棄物(5)放射性エアフィルタ	放射性エアフィルタ(タイプ11)	あり
		放射性エアフィルタ(タイプ12)	あり
		放射性エアフィルタ(タイプ13)	あり
		放射性エアフィルタ(タイプ14)	あり
		放射性エアフィルタ(タイプ15)	なし

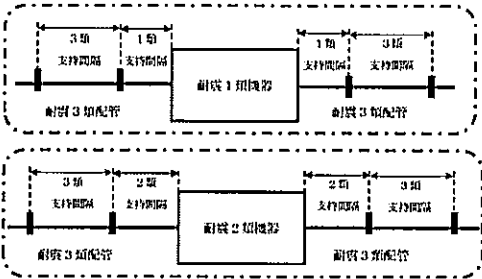
(左記を削除する)

表7 その他の施設

仕様表	機器名	設置名称	考慮
表ト20-27	ロータリーキルン	焼却炉	あり
		貯蔵庫	なし
		管理ガスボンベ装置	なし
表ト20-31	焼却炉(3)	焼却炉	あり
		貯蔵庫	なし
表ト20-32	パッド式小型焼却炉	焼却炉	あり
		管理ガスボンベ装置	なし
表ト20-61	焼却炉(3)(加工機)	焼却炉	あり
		貯蔵庫	なし
		管理ガスボンベ装置	なし
表ト20-222	放射性廃棄物(1)核ガス分解装置	貯蔵庫	なし

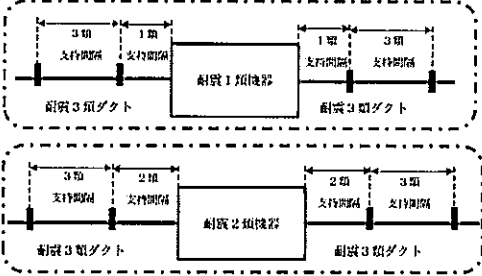
6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p>1. 配管の耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、配管の耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>配管の耐震設計を行う場合には、その配管の耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮して配管を分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれることが無いように耐震性を確保する。</p> <p>配管の耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、配管を直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁については、配管より厚肉構造のものを使用するため発生応力が小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁も配管と同一仕様としたうえで、弁質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁の耐震計算は、弁質量を付加した配管の耐震計算により包括される。</p> <p>耐震重要度分類第1類及び第2類配管については5次申請書「添付説明書-設3-2 配管の耐震性に関する説明書」に従い支持点を設定する。また、耐震重要度分類第3類配管については、4次申請書「添付説明書-設2-1 配管の耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となる配管の基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 1-3-2添付図面（設備・機器）*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>1. 配管の耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、配管の耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>配管の耐震設計を行う場合には、その配管の耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮して配管を分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれることが無いように耐震性を確保する。</p> <p>配管の耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、配管を直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁については、配管より厚肉構造のものを使用するため発生応力が小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁も配管と同一仕様としたうえで、弁質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁の耐震計算は、弁質量を付加した配管の耐震計算により包括される。</p> <p>6次申請の対象である耐震重要度分類第1類及び第2類配管の仕様は、6次申請書の「添付説明書-設3-2 配管の耐震性に関する説明書」に包括されるため、同説明書に従い支持点を設定する。また、耐震重要度分類第3類配管については、4次申請書「添付説明書-設2-1 配管の耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. 配管の設計方針及び手順</p> <p>2.1. 設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配管は、適切な支持を講ずることにより地震力による応力の低減を図るものとする。</li> <li>(2) 支持構造物は、配管の地震荷重、及び自重による荷重に対して十分な強度を持たせる。</li> <li>(3) 計算に用いる寸法は公称値を用いる。</li> </ol> <p>2.2. 設計手順</p> <p>配管の耐震設計は、建物・構築物、機器・ダクト・トレイ等配管以外の設備との関連を十分に考慮した上で、総合的な評価をする。</p>	<p>備考</p> <p>コメント No.2591 (NRA コメント No.1113-32) を 反映</p>

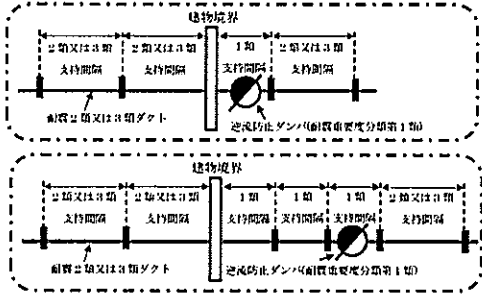
6次申請 第1回補正 (三原燃第 20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
	<p>3. 配管の支持方針</p> <p>配管の支持方針は、定められた設計用地耐力に対して、必要な機能が損なわれることが無いように、弾性域の許容応力以下となる標準支持間隔に基づき、配管の支持点を定めるものとする。</p> <p>3. 1. 第1項、第2項配管の配管支持方針</p> <p>標準支持間隔は、配管を等分布荷重連続はりモデル化し、配管を直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地耐力による地盤応力が添付説明書一設3-1-付1に示す許容限界を満足するように支持間隔を定め、配管の支持点を設定する。</p> <p>なお、標準支持間隔に基づき設計することが困難な場合には、当該配管固有の設計条件（圧力、温度、材質、口径、壁厚、保温の有無、内径変位及び単位長さ当りの質量）に基づき算出した支持間隔以内に支持点を設定する。または、3次元はりモデルとして解析を行い、支持方法を定める。</p> <p>配管の耐震計算は、「原子力発電所耐震設計技術指針」（日本電気協会 JEA6101-1987）に基づく。</p> <p>3. 2. 第3項配管の配管支持方針</p> <p>「建築設備耐震設計・施工指針」に従い、支持点を定める。</p> <p>なお、「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計することが困難な場合には、3次元はりモデルとして解析を行う。</p> <p>4. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となる配管の基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 1-3-2添付図面（設備・機器）*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>コメント No.2591 (NRA コメント No.1113-32) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
	<p style="text-align: right;">添付説明書-設3-2-付1</p> <p style="text-align: center;">配管の波及的影響の考え方について</p> <p>1. 波及的影響の考え方  耐震分類が異なる配管を接続する場合、接続部にはフレキシブルホースを設けし耐震区分を行うことを原則とする。  フレキシブルホースの設置が困難な配管については波及的影響を考慮して、耐震重要度分類が上位の機器に接続する箇所から一つ目の支持点までの間隔を、接続する機器の耐震重要度分類と同等として評価・設計をした。</p> <p style="text-align: center;">耐震分類が異なる支持間隔の考え方</p> 	備考 コメント No.2579 (NRA コメント No.1113-20) を 反映

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
<p>1. ダクトの耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、ダクトの耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>ダクトの耐震設計を行う場合には、そのダクトの耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮してダクトを分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように耐震性を確保する。</p> <p>ダクトの耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、ダクトを直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁、ダンパ類については、ダクトより剛構造のものを使用するため発生曲げモーメントは小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁、ダンパ類もダクトと同一仕様としたうえで、弁、ダンパ類の質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁、ダンパ類の耐震計算は、質量を付加したダクトの耐震計算により包絡される。</p> <p>耐震重要度分類第1類及び第2類配管については、5次申請書「添付説明書-設3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い支持点を設定する。耐震重要度分類第3類ダクトについては、5次申請書「添付説明書-設3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となるダクトの基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 1-3-2添付図面（設備・機器）*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>1. ダクトの耐震設計の基本方針</p> <p>本資料は、ダクトの耐震設計についての基本方針を説明するものである。</p> <p>ダクトの耐震設計を行う場合には、そのダクトの耐震重要度分類、仕様、形状、設置場所等を考慮してダクトを分類し、定められた設計用地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように耐震性を確保する。</p> <p>ダクトの耐震性を確保する手法として、標準支持間隔法がある。標準支持間隔法とは、ダクトを直管部、曲がり部、分岐部及び集中質量を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地震力による応力等が許容限界を満足するように支持間隔を定め、この支持間隔以内に支持点を設定する方法である。</p> <p>弁、ダンパ類については、ダクトより剛構造のものを使用するため発生曲げモーメントは小さくなる。一方、集中質量部の支持間隔を求める際には、弁、ダンパ類もダクトと同一仕様としたうえで、弁、ダンパ類の質量を付加することで安全側の評価を行っている。このため、弁、ダンパ類の耐震計算は、質量を付加したダクトの耐震計算により包絡される。</p> <p>6次申請の対応である耐震重要度分類第1類及び第2類ダクトの仕様は、5次申請書「添付説明書-設3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に包絡されるため、同説明書に従い支持点を設定する。耐震重要度分類第3類ダクトについては、5次申請書「添付説明書-設3-3 ダクトの耐震性に関する説明書」に従い「建築設備耐震設計・施工指針」の標準支持間隔以内に支持点を設定する。</p> <p>2. ダクトの設計方針及び手順</p> <p>2. 1. 耐震設計上の原則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ダクトは、適切な支持を講ずることにより地震力による曲げモーメントの低減を図るものとする。</li> <li>(2) 支持構造物は、ダクトの地震荷重、及び自重による荷重に対して十分な強度を持たせる。</li> <li>(3) 計算に用いる手法は公称値を用いる。</li> </ol> <p>2. 2. 設計手順</p> <p>ダクトの耐震設計は、建物・構造物、機器・配管・トレイ等ダクト以外の設備との関係を十分に考慮した上で、総合的な調整をする。</p>	<p>コメント No.2592 (NRA コメント No.1113-33) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
	<p>3. グットの設計方針</p> <p>3. 1. グットの構造</p> <p>グットの構造は、箱型、スパイラル型及びハゼ型とし、その形状は母グット、もグットを用いるものとする。更に、保温材を施工するものと施工しないものがあるが、いずれも薄板構造である。</p> <p>3. 2. 解析方法</p> <p>グットの耐震設計に関しては、薄板構造としての特性及びその形状を考慮して座屈評価を行い安全側に耐震計算を行う。グットの支持設計においては、施工方法、グットの周囲条件を考慮の上、標準支持間隔法により、設計地盤力によりグットに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となる最大支持スパン以下となるように支持する。</p> <p>標準支持間隔法は、グットを直管部、曲がり部、分岐部及び集中荷重を有する直管部の標準的な要素に分け、各要素の設計用地盤力による曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を定める。</p> <p>4. 基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等</p> <p>対象となるグットの基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本仕様、性能、個数、設置場所：別添1仕様表</li> <li>・基本図面：別添1 1-3-2添付図面(設備・機器)*</li> </ul> <p>*：各設備・機器が参照する基本図面を仕様表の添付図面に示す。</p>	<p>コメント No.2592 (NRA コメント No.1113-33) を 反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
	<p style="text-align: right;">添付説明書-改3-3-付1</p> <p style="text-align: center;">気体燃焼設備の耐震重要度分類の考え方について</p> <p>1. 設及的影響の考え方          気体燃焼設備において、給排気ダクト・ダンパについては設及的影響を考慮して、耐震重要度分類が上位の機器に接続する箇所から一つの支持点までの間隔を、接続する機器の耐震重要度分類と同等として評価・設計をした。</p> <p style="text-align: center;">耐震分類が異なる標準支持間隔法の考え方</p> 	<p>コメント No.2579 (NRA          コメント No.1113-20) を          反映</p>

6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)	11月13日面談コメント反映案	備考
	<p>2. 建物境界部分の考え方</p> <p>気体発生設備において、建物及び逆流防止ダンパを接続する給排気ダクト・ダンパについては、建物の耐震重要度分類と同等として評価・設計をした。</p> <p>建物境界部の標準支持間隔法の考え方</p> 	<p>備考</p> <p>コメント No.2579 (NRA コメント No.1113-20) を 反映</p>



6次申請 第1回補正 (三原燃第20-0491号)

添説表7-1表 搬送能力及び動力供給停止時の保持機能 (1/2)

施設区分	機器名	No. (注1)	搬送物及び質量	搬送能力 (定格容量)	動力供給停止時の保持機能	
化学処理施設	リサイクル粉搬送装置(1)(2)	(88)	SUS 容器 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	(1)400kg (2)400kg	有 (注2)	
	濃縮産品混合工用クレーン	(132)	大型粉末容器 約 1.5t	2t	有 (注2)	
	リフタ	(157)	SUS 容器又は金属容器 (粉末) 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	100kg	有 (注2)	
	飯焼ボート用台車	(240)	飯焼ボートラック 約 70kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	500kg	有 (注2)	
成形施設	大型粉末容器用クレーン(1)(2)	(277)	大型粉末容器 約 1.5t	2t	有 (注2)	
組立施設	運搬台車	(472)	マガジン 約 900kg	1t	有 (注2)	
	ジブクレーン(1)	(478)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg	1t	有 (注2)	
	ジブクレーン(2)(3)	(483)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料棒 約 3kg	1t	有 (注2)	
核燃料物質の貯蔵施設	天井走行クレーン (転換 5t)	(494)	UF <sub>6</sub> シリンダ 約 3t	5t	有 (注2)	
	電動リフタ	(534)	SUS 容器 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	250kg	有 (注2)	
	トワバーサ	(585)	燃料棒 約 450kg	500kg	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立北 4.8t)	(594)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料集合体輸送容器 約 4.4t 又は燃料棒 約 3kg	4.8t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立北 3t)		燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は燃料棒 約 3kg	3t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立南 5t)		燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料集合体輸送容器 約 4.4t 又は燃料棒 約 3kg	5t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立南 1t)		炉心構成品 約 100kg 又は 劣化ウラン燃料 約 200kg	1t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (容器管理庫 4.8t)		(597)	燃料集合体輸送容器 約 4.4t	4.8t	有 (注2)

5627

11月13日面談コメント反映案

添説表7-1表 搬送能力及び動力供給停止時の保持機能 (1/2)

施設区分	機器名	No. (注1)	搬送物及び質量	搬送能力 (定格容量)	動力供給停止時の保持機能	
化学処理施設	リサイクル粉搬送装置(1)(2)	(89)	SUS 容器 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	(1)400kg (2)400kg	有 (注2)	
	濃縮産品混合工用クレーン	(132)	大型粉末容器 約 1.5t	2t	有 (注2)	
	リフタ	(157)	SUS 容器又は金属容器 (粉末) 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	100kg	有 (注2)	
	飯焼ボート用台車	(240)	飯焼ボートラック 約 70kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	500kg	有 (注2)	
成形施設	大型粉末容器用クレーン(1)(2)	(277)	大型粉末容器 約 1.5t	2t	有 (注2)	
組立施設	運搬台車	(472)	マガジン 約 900kg	1t	有 (注2)	
	ジブクレーン(1)	(478)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg	1t	有 (注2)	
	ジブクレーン(2)(3)	(483)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料棒 約 3kg	1t	有 (注2)	
核燃料物質の貯蔵施設	天井走行クレーン (転換 5t)	(494)	UF <sub>6</sub> シリンダ 約 3t	5t	有 (注2)	
	電動リフタ	(534)	SUS 容器 約 25kg (17.8kg-UO <sub>2</sub> 含む)	250kg	有 (注2)	
	トワバーサ	(585)	燃料棒 約 450kg	500kg	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立北 4.8t)	(594)	燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料集合体輸送容器 約 4.4t 又は燃料棒 約 3kg	4.8t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立北 3t)		燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は燃料棒 約 3kg	3t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立南 5t)		燃料集合体 (炉心構成品含む) 約 800kg 又は 燃料集合体輸送容器 約 4.4t 又は燃料棒 約 3kg	5t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (組立南 1t)		炉心構成品 約 100kg 又は 劣化ウラン燃料 約 200kg	1t	有 (注2)	
	天井走行クレーン (容器管理庫 4.8t)		(597)	燃料集合体輸送容器 約 4.4t	4.8t	有 (注2)

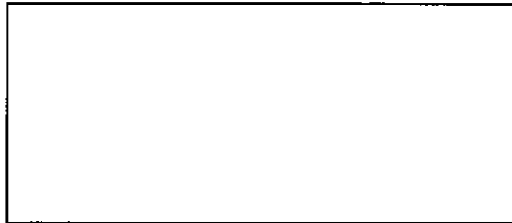
備考

コメント No.2563 (NRA  
コメント No.1113-4) を反映

添説書 7-1 表 搬送能力及び動力供給停止時の保持機能 (2/2)

施設区分	機器名	No. (注1)	搬送物及び質量	搬送能力 (定格質量)	動力供給停止時の保持機能
放射性廃棄物の廃棄施設	クレーン	1823	ドラム缶 (放射性廃棄物) 約 500kg	1t	有 (注2)
	クレーン (1) (3)	1797	ドラム缶 (放射性廃棄物) 約 200kg	500kg	有 (注3)
	クレーン (2)			250kg	有 (注3)

- 注1: 事業許可の安全機能一覧の番号に対応。  
 注2: 電磁式モータや電動チェーンブロックを用いており、動力供給停止時は駆動部が励磁されないため動作せずクレーンを安全に保持できる設計である。  
 注3: 労働安全衛生法 (クレーン等安全規則) に適合したクレーンであり、同法に基づく落成検査及び定期的な性能検査にて荷重試験を実施し搬送能力を確認している。なお、停電時を模擬した保持機能試験を施設定期自主検査で行い、クレーンを安全に保持できる能力を有していることを確認している。  
 注4: 添説書 7-1 図のハッチング部に示すとおり、電磁弁は通電時かつ下降操作時以外は遮断弁側に位置しており下降側の液路が閉じた状態となるため、シリンダが下降することはなくクレーンを安全に保持できる設計である。



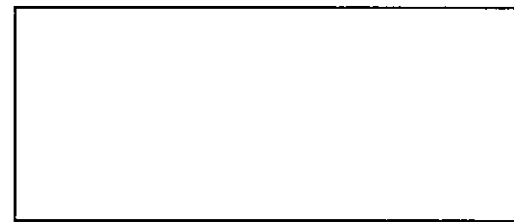
添説書 7-1 図 動力の供給停止時の保持機能 (クレーン台車の例)

5628

添説書 7-1 表 搬送能力及び動力供給停止時の保持機能 (2/2)

施設区分	機器名	No. (注1)	搬送物及び質量	搬送能力 (定格質量)	動力供給停止時の保持機能
放射性廃棄物の廃棄施設	クレーン	1823	ドラム缶 (放射性廃棄物) 約 500kg	1t	有 (注2)
	クレーン (1) (3)	1797	ドラム缶 (放射性廃棄物) 約 200kg	500kg	有 (注3)
	クレーン (2)			250kg	有 (注3)

- 注1: 事業許可の安全機能一覧の番号に対応。  
 注2: 電磁式モータや電動チェーンブロックを用いており、動力供給停止時は駆動部が励磁されないため動作せずクレーンを安全に保持できる設計である。  
 注3: 労働安全衛生法 (クレーン等安全規則) に適合したクレーンであり、同法に基づく落成検査及び定期的な性能検査にて荷重試験を実施し搬送能力を確認している。なお、停電時を模擬した保持機能試験を施設定期自主検査で行い、クレーンを安全に保持できる能力を有していることを確認している。  
 注4: 添説書 7-1 図のハッチング部に示すとおり、電磁弁は通電時かつ下降操作時以外は遮断弁側に位置しており下降側の液路が閉じた状態となるため、シリンダが下降することはなくクレーンを安全に保持できる設計である。



添説書 7-1 図 動力の供給停止時の保持機能 (クレーン台車の例)

注5: 事業許可からの変更点

コメント No.2563 (NRA  
コメント No.1113-4) を反映